

# 平成29年第2回喬木村議会定例会会議録 ( 第 2 号 )

平成29年7月10日（月曜日）

午前9時00分 開議

## 日 程

### 1. 開 会

### 2. 日 程

#### 第1 会議成立宣言

#### 第2 会議録署名議員の指名（3番 福澤真理子議員・4番 櫻井登議員）

#### 第3 議員の一般質問

##### 1. 木下温司議員

○村議会議員選挙無投票結果について

##### 2. 下平貢議員

○今後の農業振興についてその展望、進め方について

○中長期計画の展望として幹線道路整備の村長の考えについて

##### 3. 後藤澄壽議員

○経済困難な要支援家庭の児童・生徒に対する給食費の補助について

##### 4. 東原靖雄議員

○クラインガルテンの今後の在り方について

##### 5. 櫻井登議員

○「美し郷」のイメージに合う施策を問う

○中段・上段の農業振興はどのように展開していくのか

##### 6. 福澤真理子議員

○看板の内容と適切な設置について

○富田に建てられた地域優良賃貸住宅について

##### 7. 小池豊議員

○安定した雇用を創出するための方策は

○早魃対策について

8. 佐藤文彦議員

○消防・防災について

○保育所ありかた検討委員会について

9. 後藤章人議員

○防犯カメラについて

10. 中森高茂議員

○国民健康保険賦課方式の変更について

○国民健康保険税の県への一元化（広域化）による喬木村及び加入者への影響について

○喬木村国民健康保険経理状況から財政調整基金への歳出について

○村独自の国保新事業として実施された2事業の利用状況は

○統一した校務支援システムの開発・導入もしくは共同調達が校務事務効率化のために重要と考えるが、それに対する当村の今後の取り組みは

11. 昼神二三男議員

○男女共同参画計画の推進状況について

3. 散 会

---

応集議員 12名

---

出席議員 12名  
(別表のとおり)

---

欠席議員 0名  
(別表のとおり)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

---

## 1. 開 会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから平成29年第2回喬木村議会定例会を再開いたします。

---

## 2. 日 程

### === 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長、選挙管理委員長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

---

### === 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、3番、福澤眞理子君、4番、櫻井登君を指名します。

---

### === 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議員の一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式で行います。

質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

通告制を採用しています。あらかじめ通告にないことは回答できないこともあります。

残り時間につきましては、10分前から表示をします。5分前と1分前にはチャイ

ムを鳴らしますので、まとめに入るようお願いいたします。

議長が通告番号、氏名を申しますので、挙手をし、返答してから質問席に移動してください。

質問者は、はじめに議席番号、氏名を言ってから質問を始めてください。

質問が終わりましたら、質問席左側の席で待機ください。

不適切な発言によっては中止することがありますので、ご注意ください。

答弁者も、質問者と同様、挙手をし、指名されてから答弁を始めてください。

今議会から、申し合わせにより、理事者を除く課長、局長、委員長の答弁については、自席で行います。

---

◇ 通告1番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 通告1番、木下温司君。

○9番（木下温司） おはようございます。議席番号9番、木下温司です。

九州を襲った大雨による被害、被害状況が明らかになるにつれ、自分たちの地域も他人事ではないと感じております。犠牲になられた皆さんに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、私も質問したいことはたくさんありますが、教育問題、福祉問題、産業など、喬木村にとってこの4年間は、リニア・三遠南信道と2大プロジェクトを抱え、最も重要な時期、喬木村の魅力をどう発信していくか、さまざまなネットワークを生かし、取り組んでいきたいと考えております。

今回は、これからのむらづくりに重要な課題、村議会議員選挙無投票結果についての質問をさせていただきます。

もう一つ、飯田FMとの緊急時の災害協定について、質問する予定でしたが、4日の日に調定を終えておりますので、その質問に対しては取り下げをさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の村議選を通して、行政に関する関心をどうとらえたか、お聞きをしたいと思います。

今回の村議選、2カ月前、1カ月前、告示20日前の5月17日の事前説明会の時点においても、定数に満たないという状況が続いていました。特に1カ月前までは定数割れで、公職選挙法110条の規定により、再選挙ということも取り沙汰されてい

たわけです。幸いにして定数いっぱいとなり、再選挙、補選はなくなりましたが、平成21年の無投票、今回の無投票を考えると、依然、議員のなり手不足は今後も続くものと予想されます。

こうした状況は、二元代表制や議会民主主義の根幹を揺るがす問題であり、こうした議員のなり手不足の傾向は、今後の喬木村のむらづくりにおいても影響を与えかねないと思われまます。

全国でもなり手不足が問題となっていますが、県内でも4月の生坂村の村議選で、4期連続の無投票に加え、初の定数割れをきすなど、擁立の苦悩が続いています。

今回の村議選を通して、行政に関する関心をどうとらえたか、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） お答えをいたします。

もとより、議会と行政は二元代表制ということで、対局にある私の方から申し上げる立場にはないかと思いますが、一般論として考えられることについて申し上げたいというふうに思っています。

まず、昨今の情勢を考えますと、高度成長期から脈々と続いておりました、周りのインフラ整備、生活の安心、安全のための施策というのが、今は大変取りにくい状況になってきているということがあるのかなあというふうに思っております。

一つには、これをお願いすればこうすることができるというような、さまざまな問題提言ができるような環境になくなってきたということで、いま村の財政の約8割を占めますお金というのは、既に経常経費ということで、使い道が定まったものになってしまっている。その多くは医療費、あるいは年金といった社会保障に充てるべきものであって、開発にかけるお金がほとんどない中で、独自の政策が打ちづらくなっている。そこにもってきまして、昨今、多様な生活の営み方がございまして、一つの目標に向かって皆さんが統一の行動を取るような、こう村民意識の醸成というのが失われてきたのかなあというふうにも思っております。

過去、喬木村議会でも、なり手不足あるいは投票率の低下という問題に対して、ずっと真剣に討論を重ねてきていただいております。今までの経過を見ますと、議会の定数を削減をするという動きがずっと続けられておりました。これはやはり立候補、なり手がいない中で、定数を確保するのが難しいというような背景があったのかなあ

というふうに思っておりますが、昭和60年までは定数22名ということで、喬木村議会は運用されておりましたが、昭和60年6月に20名、それから平成9年6月には18名、平成17年6月からは12名ということで、どんどんどんどん議員の定数が減ってきました。

定数を減らすことによりまして、一人一人の住民の意思の伝達というのが、なかなか行政に伝わらないのではないかとということ、それには逆行するんだけど、議員をやってくれる方がいないんじゃないか、しょうがないんじゃないかという議論とか、さまざまな議論が当時されたことを思い起こしております。

今回に問題につきましても、議員のなり手がいないということは、喬木村に関わらず全国の問題となっております、高知県の方では、もう議会制を廃止して村民総会の中で、役場のというか、行政の仕事を決めていきましょうなんていう検討も始めている団体もあるようにお聞きをしております。

いずれにしましても、飯田市議会でも投票率の低下がもたらした現状は何なのかというのは、議会の中で真剣に検証しましょうという動きが始まっておりますし、まずは議会の中で、今回のことも含めまして、新しい議員の皆様も大勢増えましたので、検証を行っていただいて、より住民の皆様が身近に感じられる行政の仕組み、議会の立場というのを明確にしていくことが大事なのかなというふうに思っております。

過去に繰り返されました定数削減の動きにつきましては、議会基本条例におきまして、「村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、改正理由も付して必ず議員自らが提案する」というふうに謳われておりますので、ここにつきましては、私どもは口を挟む余地はないというふうに思っております。

行政としましても、できるだけ多くの皆様に、役場の仕事について、ご理解、ご協力を賜るために、さまざまなチャンネルを使いまして、いろんなご意見を寄せていただきたいなというふうに思っているところであります。

ぜひ住民参加、住民自治の実現という立場で、議会のあり方について、まずは議会の方で検証をいただきまして、どのような方策がとれるかということをご検討いただければ有り難いなというふうに思っております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 木下温司君。

○9番（木下温司） 今、村長お話のように、高知県の大川村では、そのような論議もされ始めているということですが、まだ決定したわけではありません。かつて長野県の王

滝村でも、村総会というようなことが出たんですが、これは否決をされたということで、なかなかこれからの議会運営、それから住民意思をどう伝えていくかというのは、難しい問題かなあと思います。

同じような質問になるかもしれませんが、低下傾向にある立候補者の現状をどう見るか、という質問をさせていただきたいと思いますが、今年1月、県内の町村議会有志が集まり、松本で「町村議会改革シンポジウム in 長野」が開かれました。地域で議員を目指す人が少ない、なり手不足への対応などが話し合われました。

16町村の議員、住民ら約190人が参加。報道によれば、パネル討論で、宮田村の清水議長は、宮田村では、むらづくりの組織、むらづくり組織出身の議員が多く、40代・50代の現役世代が積極的に村政に関わる環境があると分析。また、飯綱町の寺島議長は、議会と町民が一緒に政策提言する政策サポーター制度などを通じて、将来のなり手を地域で育てていると紹介をしております。

一方、会場の参加者からは、議員は定年後になるものという雰囲気がある、といった意見も出たということです。

パネリストとして参加した山梨学院大学の江藤教授からは、若い世代が議員としての使命感を全うできる条件も必要だとして、議員報酬の引き上げなども検討課題として出されたようです。

そこで提案ですが、第5次総合計画の策定を行った喬木村むらづくり未来委員会、現在は任期を終え、解散をしていますが、こうした委員会に参加された皆さんを中心に、今回当選された議員の中にも、この委員として参加された方もいらっしゃると思います。第5次の計画の検証や地域の課題を話し合い、各分野において、議会と一緒に政策提言できる、仮称ですが、むらづくり委員会的な組織の構築が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 同様のお答えになってしまうかもしれませんが、低下傾向にあります立候補者の現状ということについて、まず、私は執行機関の立場から言わせていただきますと、今ご質問の中にありましたとおり、各町村の議長の方からこういうコメントが出されているということで、まずは議会の方で考えていただかなきゃいけない問題かなあというふうに思います。

ご質問の中にございました宮田村の清水議長、あるいは飯綱町の寺島議長も、議会

の中で、結果としてこのような検証を受けて、このような提言ができるということだというふうに思っておりますので、議会の中での真摯な検証が必要なのかなあというふうに思っているところであります。

ただ、低下傾向にあります議員のなり手不足ということは、私どもにとりましても、意見の集約という面で、さまざまな弊害を生んでまいります。

過去を振り返ってみますと、平成21年の村会議員選挙が無投票になったことで、当時の議会が検証を繰り返す中で、24年12月の喬木村議会基本条例の制定につながってきたんだというふうに考えております。

今回の選挙結果によります議員のなり手不足、これは喬木村の風習といいますか、地域性ということもあろうかと思いますが、地域から議員を出すというようなことが、もうできなくなってきている時代になってきたということも、大きな問題かなというふうに思います。少子高齢化の中で人口減少が著しい山間地、特に大島ですとか、加々須ですとか、過去には大和知といったところから、議員さんが出せなくなってきたというような状況を、まずは検討しなければいけないのかなというふうに思っております。選挙区があるわけではございませんので、一村一代表ということでございますので、地域性を云々ということはございませんけれども、このようなことも真剣に考えていかなきゃいけない時代なのかなあというふうに思っております。

議員がおっしゃいましたとおり、村の各種諮問委員会、喬木村においては、喬木村未来づくり委員会等々のご出身の方が、今回4名の方が新しい議員として、村会議員としてご活躍をいただくということになっております。

ただ、村で諮問をいたします委員については、行政課題について、これに対して意見を言うていただくというようなことでございますので、抜本的な議会改革ということについては、まず、議会の方でご討論をいただかなければいけないなあというふうに思っております。

既に議長様の方から、議会に対して、改革提言15項目について、議会の方に投げかけがされておるようでございます。休日議会、あるいは夜間議会等々の文言も入っております、これから喬木村の議会、それから議員の一番活躍しやすい方法論について、議会の中で論議が深まるものと期待をしておるところでございます。

そこにつきましては、行政としましても最大限ご協力をさせていただきます、議会の円滑な運営、また、多くの皆様が議員を目指して、喬木村を変えていくんだという意識を持って行動していただけるような体制づくりについて、村としては一生懸命



取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 木下温司君。

○9番（木下温司） それでは、次に、村政に関する関心度を高めるためには、ということで質問をさせていただきます。

議員のなり手不足、投票率の低下傾向など、行政について関心度を深めるには、議会の努力ももちろんですが、住民の意識改革も必要と考えます。

北海道の浦幌町町議会では、27年の一般選挙で二度目の危機に陥ることになり、定数を13から11に減らしたにもかかわらず、立候補者が定数に満たない定数割れを起こしたのです。このときの議長は、第一、議会の活性化により、議会の活動は町民の目に止まるようになったが、議会の責任と仕事量が明確になったことで、立候補をためらう人がいたかもしれない。改革は、やればやるほど深みにはまる。議会改革が進んだからといって、なり手の問題が解決するわけではないことを改めて気づいたと、コメントをしております。

前回の質問で、主権者教育の充実について、質問させていただきました。

子ども議会など、学生時代からの議会制度と議会の重要性について学ぶことは大切と考えますが、現在の教育の中ではなかなか時間が割けないとの回答でした。

しかし、中学校の学友会の会長選ですとか、小学校の児童会長の選任にあたっては、選挙等が実施されます。こうした機会をとらえ、学習することもできるのではと感じております。

高校では、松本工業高校の生徒が出した請願2件が採択された例もあり、16歳でもできる政治参加の仕組みを学習できるきっかけになったということです。

4月の飯田市議選でも、10代の投票率24.81%と全体を大きく下回る結果となっている中、市議選では、学校での模擬投票を支援し、出前講座を開くことが重要と答弁しています。

これからの政治参加への関心を深めるため、教育委員会としてどのようにお考えか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

原教育長。

○教育長（原 三雄） はじめに、通告書、質問の趣旨でお尋ねがありました、教育課程での主権者教育の充実が不可欠と感じるが、今後どのように取り組んでいくのか、につ

いてお答えをしたいと思います。

教育の基本は、学習指導要領に基づいて行われるよう定められておりますので、新しい学習指導要領に沿った主権者教育の授業が行われることとなります。

3月議会でも申し上げましたが、新学習指導要領がまだ示されておりませんので、改訂方針を示している中央教育審議会の答申内容から見た教育課程の流れについて申し上げます。

主権者として必要な力を育む教育のイメージとして、教科等横断的な視点から教育課程が編成される見込みで、主権者として必要な資質・能力として、社会の基本原則となる法やきまりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその複合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実に基づいて多面的・多角的に考察し、公正に判断をする力や、課題の解決に向けて協働的に研究し、根拠を持って主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の現実を視野に、国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力を育てることとされております。

身近な地域社会との関わり、家庭・地域と連携した主権者教育の推進を進め、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力の育成を図っていく内容になるものと思っております。

小学校の新しい学習指導要領は、2020年、平成32年度から、中学校の新しい学習指導要領が、2021年、平成33年度から使われる予定でございます。

詳細の新学習指導要領が示された段階で、各学校カリキュラム・マネジメントがされ、学習指導要領に沿った具体的指導案ができるものと考えております。

質問の要旨になかった、これからの政治参加への関心を深めるため、教育委員会はどうのように考えるかについてでございますが、ただいま申し上げたとおり、教育委員会としては、学習指導要領に沿った教育を粛々と進めてまいります。

学習指導要領の内容の詳細につきましては、先ほどは答弁を省略しましたが、法やきまり、政治や経済、自発的・自治的な活動の分野に係る理解や考察・構想等で既に詳細が示されております。

政治の分野では、地方公共団体や国の政治の働きについては、小学校の社会科で、民主政治と政治参加、国民の生活と政府の役割については、中学校社会科、現代の民主政治と政治参加の意義については、高校公民で、それぞれ扱うことになっております。

中学校社会科の「民主政治と政治参加」の中では、地方自治や我が国の民主政治の

発展に寄与しようとする自覚や、住民としての自治意識の基盤を育成することに向けて、思考力、判断力、表現力を身につけること。民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について、多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。といった詳細が示されておりまして、教育課程での主権者教育が進められることとなります。

地教委に与えられた権限は限られておりまして、教科用図書の採択と、各学校で作成するカリキュラム・マネジメントの協議と考えております。

○議長（下岡幸文） 木下温司君。

○9番（木下温司） 今、教育長お話のように、教育のさまざまな課程の中で、学校の運営がされているということですので、それ以上の突っ込んだ部分は申しませんが、身近な問題として、あまりこれ詳しいことを言いますと、わかってしまうんであれなんです。児童会長の選挙の時に、たまたまほかの人が出ていたんですが、ほかの人に出てくれと、ちょっと僕そのことをやりたいんでということで、後から出た児童が当選をしたという部分で、これあまり詳しいことを言ってしまうと、いろいろと難しいんであれですが、そんなようなことで、知らず知らずのうちに選挙という部分を経験をしているのかなあというふうに思いました。

次に、公選法の改正により、地方議員の選挙における選挙運動用ビラの配布が解禁になりましたが、喬木村選挙管理委員会としてはどのような見解をお持ちですか、という質問をさせていただきます。

今回の改正により、ビラの配布が市議会まで可能となりましたが、村会は認められませんでした。町村会ですね。どのような理由かわかりませんが、立候補者の考えを周知させるためには必要と考えます。今後、町村議会としても提言していく必要があると思います。ビラ配布については、賛否両論があるようですが、議長会等を通じ、意見をお聞きし、今後各方面を通じ、町村議会のビラ解禁についてお願いしていきたいと思いますが、選挙管理委員会のお考えをお聞きします。

たまたま今日の信濃毎日新聞の社説に、町村議員選にも必要だという記事が載っておりますけれども、選挙管理委員会としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

吉沢選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（吉澤章夫） 選挙管理委員会の吉澤でございます。

立候補の事前説明会の折に説明をさせていただきましたが、選挙管理委員会の職務

は、選挙に関する事務を管理する、と公職選挙法に規定されています。

したがって、法律に則り、選挙が適正に行われるように管理、執行するのが努めてございます。

今回の村会議員一般選挙において、立候補の届け出に時間がかかったとの意見を耳にいたしました。約80分で受付を終えており、前回より10分ほど早く終了をしています。ただし、事前審査のチェックで、告示日に修正を希望された方もおられたため、法律に従って確認作業に時間を要したこともありますので、今後、当日の作業が少なくなるよう皆様にご協力をいただくことで、少しでも時間を短縮したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議員のご質問は、2019年の統一選挙から一部解禁される文書図画、いわゆるビラの配布についての見解を求めるものでございますが、我々選挙管理委員会は、法律に従って事務を執行するという立場にありますので、法律の内容に関わる事項について、賛否を含め、意見を申し上げることはできません。ご理解をお願いいたします。

なお、ビラに関して、今回の選挙で、事前運動と疑われるビラ、当選後に当選お礼と疑われるビラの配布があったとの通報があり、その写しが当委員会に届いています。選挙管理委員会は、選挙運動等の取り締まりを行う機関ではございませんので、既になされた行為について判断はいたしませんが大変残念なことだと感じています。

以上、質問のお答えと、関連すると思われる点についてお話をさせていただきました。

これからも法律に従い、公平、公正に選挙事務を執行してまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 木下温司君。

○9番（木下温司） ありがとうございます。

選挙管理委員会の立場としては、このビラの問題については、なかなか回答をという事は難しいかと思えます。

先だって、前の議員の皆さん方のところにはアンケートが届いて、その結果の中で、大変町村の規模も大きいところ小さいところがありますので、難しいなということですが、その結果の内容についてはちょっとよく知らされておられません。しかし、こういったことも若干必要なということで質問をさせていただきました。

今回の選挙結果について、お伺いしましたが、全国でも無投票当選が多くなり、372町村中89町村が無投票当選で、うち4町村が定数割れという状況でした。この

傾向は今後も続くことが予想されます。

私たち議会も、村民と共に議会のあり方を、あり方改革に向けて進んでいかなくてはならないと強く感じております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問を終わります。

---

◇ 通告2番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告2番、下平貢君。

○2番（下平 貢） おはようございます。議席番号2番、下平貢であります。

一般質問にあたり、私から2点、質問をお願いいたします。

一点目の質問ですが、これからの農業、農業振興について、その展望と進め方についてお聞きいたします。

喬木村にとりまして産業振興とは、私は、まずもって農業振興であると考えております。

持続的農業の確立、後継者対策、農地の保全、遊休農地の解消等々、農業の抱えている課題は、ここ四半世紀変わらない状況が続いているように私は感じております。

これらの課題に対しまして、共通して言えることは、儲かる農業の推進、ただ、儲かるという表現は少々疑問ではありますが、そういったことが不可欠ではないかと考えております。農業に魅力がないから農業から離れていく。ひいては農村から離れていく。

したがって、儲かる農業を推奨することによって、経営者や経営体を増やして、遊休農地の解消、または人口増加につなげていくといった施策が大切ではないかと考えております。

農業を家庭の営みの中心として、安定した収入が見込まれること。消費者の皆さんに納得してもらえ誇りあるものを作り出せるという喜び。生涯の職業として、生きがいを感じて取り組めるということ。これら一連のことが、この喬木村でできると確信しています。これらを体系化し、この喬木村から発信していく体制づくりが重要であると、私は考えております。

幸いにして、喬木村には多くの篤農家が存在しております。技術もたくさん入ってきていますし、実践もされております。その篤農家の方々の技術や経営手腕を後世に引き継いでいくことが大切であると考えております。そうする中で、I・Uターンな

どを取り込み、農業人口を増やし、ひいては人口増加を図っていくことが、今後の展望につながるのではないかと考えております。

こうしたことから、これからの農業振興にあたっての村長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） お答えいたします。

まず、下平議員のご提案について、私も全く同感でございます。

本村は中山間地域でございます。その地形上、大規模な土地利用型の農業経営には向いておりません。一方で、日較差のある気候ですとか、日照時間の長さといった、ほかの地域よりも優れた点もございます。そのような地域特性を生かした農業振興施策を実施する必要があると、前々から思っております。

限られた耕地の中で、ビジネスとしての農業を成り立たせるためには、面積当たりの収益を上げていくことが、議員ご指摘の儲かる農業という言葉だというふうに理解をしております。

喬木村では、そのために施設園芸を中心としまして、その栽培面積を増やすことに、現在力を入れさせていただいております。

強い農業経営のための施設栽培応援基金を平成26年度に創設し、施設災害のデメリットである高額なまず初期投資、このイニシアルコストについての支援を行わせていただいております。

また、新しい農業技術としまして、平成28年度からSOFIX、土壌肥沃土診断を導入いたしまして、土壌分析等導入支援の補助金を新設をさせていただきました。

今年は、農業技術者連絡協議会におきまして、ビニールハウス内の二酸化炭素や温度、飽差等をコントロールをいたしまして、多収化を図る環境制御技術の導入を行うこととなっております。作柄ごとに測定機器を設置し、データ収集を開始することとなっております。

これらは、今まで農業の経験に頼っていた農業、農業者の経験に頼っていた農業というのを、数値化をして再現性を高めることで、農作物をより多く収穫し、収益の向上につなげようとするものでありますし、新しい新規就農者にとりましては、経験のない部分をカバーするための必要不可欠なデータの集積にあたるんだというふうに思っているところであります。

新しい農業技術に取り組むことによりまして、喬木村農産物のブランド化や、新規就農者の獲得につなげていけたらといま考えているところであります。

議員もご質問の中で、篤農家について触れられておりましたが、これらに取り組む農家の皆様に、データや技術の共有を図る機会をつくっていただければ有り難いなどというふうに思っているところであります。

近年は、農地所有の適格法人、農業生産法人によります農業への取り組みも増えてまいりました。本村におきましても、愛知県や飯田市の法人が10ヘクタールを超える農地を借りて営農をさせていただいております。最近の新規就農者は、法人等に加わり、一緒に活動をしていくことを希望する方が多いというふうにもお聞きをしております。

農業者の確保や新たな農業技術の習得、そして優良農地の遊休化を防ぐといった効果を期待できますので、今後も誘致できるように、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先日も、村内の養鶏業を営まれておられる方が、長野県の鶏卵品評会におきまして1位となります長野県知事賞を受賞されました。このように、本村には非常に高い農業技術を持った方が多数いらっしゃいます。その農業技術が共有され、そして農家の所得向上につながって、ビジネスとしての農業が成り立つように、農家の皆さんやJAをはじめとします関係機関と取り組みを強化してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（下岡幸文） 下平貢君。

○2番（下平 貢） ありがとうございます。

私は、まず各品目ごと、喬木村で営まれている優秀な経営を基に、喬木村独自の経営資料を作成し、これから農業経営でもって生活をしていこうと考えている方々や、喬木村で暮らしてみたいというそういった方々に、わかりやすく提示していくことが大切ではないかというふうに考えております。

蔬菜、果樹、花卉、酪農と、いま村長おっしゃられたとおりであります。この喬木村には誇れる経営体がたくさんあります。これは村にとっての宝であります。ぜひこの財産を最大限活用していただいて、今後の諸施策に生かしていただきたいと考えております。私個人的にも、できるだけ情報を提供してまいりまして、共に進んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、一つ目の質問を閉じます。

続きまして、二つ目の質問として、中長期計画の展望としての幹線道路整備の村長のお考えをお聞きしたいと思います。

周知のとおり、リニア中央新幹線長野県駅が上郷にでき、三遠南信自動車道のインターチェンジが矢筈、氏乗の2箇所に設置されます。喬木村にとりましても大変な事業の到来、大きな転換期を迎えるといっても過言ではないと思っております。

これらをしっかりと受け止め、産業の発展に最大限生かされる施策が、今後重要なキーポイントとなると思えます。

まずは、三遠南信道とリニアを結ぶ幹線となる県道251号線、上飯田線の改修、氏乗と小川を直接つなげる道路の改修、飯田東インターチェンジからは小川方面に向けたバイパスの整備、この2つの道路整備が、今後の喬木村の行く末を左右するのではないかと、重要な案件ではないかと考えております。

道路が整備されることにより、当然ながら車の流れが生まれます。そこで、喬木村中心部に動きが集約されるような仕掛けが、今後必要ではないかと考えております。

特に三遠南信道は、静岡方面からの誘客の最大のチャンスです。長野県における玄関口となりうるチャンスが喬木村にあります。例えば果樹の収穫期に入りますと、現在でも中京圏や静岡方面からの多くの人の動きが、この飯田下伊那、特に北部ブロックエリアにあります。この動きをみすみす素通りさせてはなりません。リニアについては、人の動きが中心になります。

喬木村にとっての売りは何なのか、もう一度再確認が必要ですし、新たな発信が大切であると考えます。今後の発信の基準として、喬木村にとっての唯一無二は何なのか、掘り起こしが急務だと思います。喬木村にしかないもの、喬木村でしかできないもの、それを最大限活用して産業振興につなげていくことが、このプロセスが、今後の振興施策の基準となると私は考えます。

今後の幹線道路整備の村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 今、喬木村は大変大きなチャンスに恵まれております。ご承知のとおり、リニア中央新幹線につきましては、品川から大阪までを1時間で結ぶ超高速幹線ということになります。この間、東京から中京、大阪までに、人口の6,000万から7,000万人という交流人口が発生するというスーパーメガリージョン帯域ということで、その中心になるのがこの長野県の飯田になります。



といいますのは、現在共に進めております三遠南信自動車道が開通をいたしますと、太平洋から中央道、長野道、上信越道を通過して日本海と太平洋が結ばれる、かつての塩の道の再現が図られるわけでありまして、こちらの交点となりますのが、先ほど申し上げました長野県、この伊那谷ということになります。

そのうちの高速道路を見据えました幹線道路整備の考え方ということで、ご質問をいただきましたが、平成27年の3月に公表されました長野県経済研究所の調査結果によりますと、現在、喬木村で着工がされております三遠南信自動車道の経済効果については、道路建設等の整備に伴う経済波及効果は6,022億円ということになっておりまして、開通による経済波及効果は年に131億円に上るといふふうに推計をされております。

併せまして、リニア中央新幹線については、今後10年間にこの長野県下に投入される事業費は1兆円を超えともいわれておりまして、それに加えて、国道153号線の4車線化、リニア駅から座光寺スマートインターまでの間を結ぶことにより、中央道と直接アクセスできる道路の改良等によりまして、幹線道路と結ぶ階段状のラダー構造の道路網ができ上がってまいります。

これらの経済効果は計り知れないものがあり、飯田市に隣接する喬木村にとっては、大きなチャンスが生まれてくるということになってまいります。

事業者のヒアリングの結果をお話をさせていただきますと、これによって期待されることは、物流面での輸送コストの削減ですとか、交流人口の活性化ということが、大変大きな効果だといふふうに、今ここで事業をされている方々の経験として、ご回答をいただいているところでございます。

これに併せまして、村でも、村の魅力発信基地としまして、現在予定をされております堰下地区のガイドウェイ製作ヤードの跡を利用いたしまして、再開発を行い、村の交流拠点整備について、検討を始めているところでございます。

いずれにしても、三遠南信道あるいはリニア中央新幹線といった整備効果を少しでも喬木村に還元するためには、三遠南信道の出入り口となります喬木インターチェンジ、現在は仮称ですが、また氏乗インターチェンジ、それから飯田東インターチェンジから村内中心部へのアクセスをどう考えるかというのが、村にとっては大きな問題となります。ここが解決されることによりまして、大都市圏との交通結末点となりますので、喬木村は非常に大きなチャンスがあると、何度も何度も申し上げますが、そういう状況にあるのかなというふうに思っております。

しかし、これらの道路につきましては、村単独でできることがなかなか難しく、近隣の飯田市ですとか、豊丘村さんを含めた大きな動きとして活動していく必要があるということで、一昨年から再開をさせていただきました県道上飯田線の期成同盟会の活動等、ほかの市町村と力を合わせて、広域的な視点を持って幹線道路整備を進めていきたいというふうに思っております。

こういった国道あるいはリニア中央新幹線というのは、大きな国の枠組みの中で計画をされまして、それを取り巻く県道については、県の道路網計画に盛り込まれることがまず一番になります。県の計画にない道路網については、実現はいつまで経ってもかなわないということなので、まずは県の方にしっかりと計画に盛り込んでいただけるようお願いをしたいというふうに思っております。

それに併せまして、これら幹線道路を結ぶ村内の道路については、村が責任を持って開発を進めていくという考えで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 下平貢君。

○2番（下平 貢） ありがとうございます。

県道上飯田線の期成同盟会には、私も委員として参加することが決まりましたので、一生懸命がんばっていきたいと思います。

村長のこれからの方針をお示しいただきました。私も、これらを基に、これからの議員活動に積極的に励んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の質問を閉じます。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問を終わります。

---

◇ 通告3番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告3番、後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 私は、誰にとっても住みやすく、持続可能な喬木村を目指すということで、村議にさせていただきました。

今回は特に、子どもたちにとって、そして子育て世代にとって、住みやすい喬木村ということで、質問をさせていただきたいと思います。

村長は、5月15日、阿部長野県知事を交えて開かれました南信州地域戦略会議において、教育県をぜひ復活させたいと、このような発言をされております。

私は、これは村政においても教育政策を重視するという強い決意の表れであると受

け止めまして、大変心強く感じた次第でございます。

憲法26条には、義務教育は、これを無償とするとあります。

また、学校給食法第1条には、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとするとうございます。

ここから学校給食の無償化ということが、教育政策の課題となるわけでございます。

専門家の間では、この学校給食の無償化と医療の無料化は、医療費の無料化は、同じ意味を持つ重要な課題であると指摘をされております。

この飯田下伊那におきましても、売木村が児童・生徒の給食費の全額補助、そして平谷村は小学校児童の給食費の全額補助、今年度に入りまして、天龍村が児童・生徒の給食費の全額補助を実施しております。

この喬木村議会におきましても、昨年度、当時の元島賞子議員より、この給食費の無料化、全額補助の要望が出されました。それに対する村長のご回答は、議事録によりますと、その給食費の無償化には4,000万円の予算が必要である。厳しい財政状況の中で、給付型の補助金については、持続可能であるかどうかについて、総合的に判断していくことが必要であるとする。一律に安易に補助をするというのではなくて、必要な家庭に必要な補助を行うということが適切であると私は考えておりますと、このような回答をいただいております。

そこで、私は、必要な家庭、すなわち経済困難な要支援家庭に対する給食費の全額補助を要望したいと思います。

具体的に申し上げますと、現在、要支援家庭に対して6割の給食費の補助、135万円が計上されておりますが、来年度予算では、これを90万円増額していただきまして、225万円として全額補助を実現していただきたいと、このように要望したいと思います。

飯田市では、既にこの要支援家庭に対する給食費の全額補助が実施されておまして、今年度は4,300万円が計上されております。この4,300万円という予算額は、飯田市の一般会計予算総額457億円の0.09%に当たる予算額でございます。

もし、喬木村で、この要支援家庭に対する給食費の全額補助が実施されたといたしますと、その予算額225万円は、喬木村の一般会計予算総額34億円の0.06%に当たる予算額となります。これは飯田市に比較しましても、決して高い割合とは言えません。また、増額分の90万円につきましても、これを予備費3,900万円などから回していただきましても、他の予算に大きな影響を与えてしまうといった額では

なく、厳しい財政状況を考えまして総合的に判断しましても、十分に持続可能な補助金であるというふうに判断がされると思います。

また、学用品等他の要保護児童援助費補助金が全額補償となっている点と比較しましても、その整合性に問題はないのではないかとこのように思います。

一方、その効果でございますが、まず第一に、子どもの貧困化対策、これに対する効果が大きいのではないのでしょうか。

先日、公民館、教育委員会主催で、子どもの貧困化についての講演会が行われました。その中で、この子どもの貧困化が、いかに子どもたちの心身の健全な発達にとって悪い影響を及ぼしているのか、具体的な事例でもって生々しく語られました。

NHKのEテレの報道によりますと、ある調査によって、要支援家庭の子どもたちの1日、1人分1日の食費は340円ということであります。ある小学生は証言しております。「僕はハンバーグが腹一杯食べたいんだけど、それを言うと、お母さんの機嫌が悪くなるので黙っています。」ハンバーグは大きいものと、200円はいただきます。このお母さんの機嫌が悪くなる理由もわかるような気がいたします。

喬木村の給食費は、子ども1人当たり1日分、小学校では270円、中学校では320円であります。全額補償した場合の増額分は120円ほどになりますが、要支援家庭の子どもたちの1日1人当たりが340円であるということからしますと、この支援は非常に大きい支援になるのではないのでしょうか。

私は、先日、この講演会でも話題となりました子ども食堂を見学してまいりました。そこでは、子どもたちが無料の食事の提供を受けまして、勉強したり元気に遊んだりしておりました。このように、民間のボランティアによって、子どもたちに温かい支援が行われております。

どうか、行政からも温かい支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

その効果の2点目は、こうした子どもたちを必死になって育てている要支援家庭の親御さんたちに対する支援になるということでございます。

そして、第3点の効果といたしましては、そうした子育て支援を通じて、持続可能な喬木村をつくっていくために大きな効果があるのではないのでしょうか。

去る2月、南信州広域連合は、東京におきまして、「子育て世代おいでなんよ」という南信州移住セミナーを開催いたしました。喬木村へも要支援家庭の親御さんたちを含めまして、大勢の子育て世代の方々に移住していただくということが、持続可能な喬木村をつくっていく上で大きな鍵となるのではないのでしょうか。

飯田市の牧野市長は、年頭の会見におきまして、飯田市の予算の特徴の一つとして、要支援家庭に対する給食費の全額補助を上げて説明しております。

ここにもしですね、要支援家庭の親御さんがいらっしゃって、喬木村に住むのか、飯田市に住むのか、その選択を迷っているとしますと、この要支援家庭に対する給食費の全額補助があるということが、選択の決定的な鍵になるのではないのでしょうか。そういう可能性が非常に大きいように思われます。

そこで、村長、もしですね、この喬木村でも要支援家庭に対する給食費の全額補助を認めていただいたならば、そのことをあらゆる機会を通じてアピールをしていただきたいと、そのように思います。

ここに1冊の本がございます。「人間はすばらしい」椋鳩十。今からちょうど30年前、1987年8月、椋先生が喬木第一小学校を訪れて、子どもたちに授業をしてくださいました。それを後にNHKが放映し、1冊の本としてまとめたものがこれでございます。椋先生は、この授業の最後のところで子どもたちにこう言われました。「きみたちはきっとすばらしい人間になるに違いない」。残念ながら椋先生はこの年の12月、帰らぬ人となってしまいました。この先生の言葉は

○議長（下岡幸文） 後藤議員、ちょっとお願いします。弁論大会ではございません。早く質問に入っていただきたいと思います。

○5番（後藤澄壽） はい、わかりました。

椋先生の言葉は遺言となってしまいました。それから30年、この言葉を直接聞きました子どもたちは、現在、第一線でそれぞれ活躍をしております。すばらしい人間になるはずの、すばらしい人間になるに違いない子どもたちは、将来、この喬木村、この日本を背負って立つ子どもたちになるはずでございます。

この子どもたちの健全なる、心身の健全なる発達に資する給食費、要支援家庭に対する給食費の全額補助を心からお願い申し上げます。

村長のお考えをお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 何にお答えしていいのかわからなくなってしまったんですが、個々の一つ一つの施策をとりまして、このお金は少ないから誇れるじゃないか、実現しましょうということではなくて、相対的に使える財源をどうやって配分しようかというのを議論するのが、議会と行政の役割でございまして、例えば給食費が無償化される

から飯田市を選ばれるというご発言に対して、私的には違和感がございまして、飯田市より遙かに安い保育園、飯田市より遙かに恵まれた出産祝い金制度等々、数々の子育て施策は、下伊那郡下では誇れるものだというふうに思っております、すべてが一番である必要はないと、その市町村の独自性を出すべきものなのかなあというふうには思っております。

そんな中で、子どもの貧困家庭への問題については、もう全国的に議論がされているところでありまして、どうやって援助の手を差し伸べるか。また、この頃ではもう義務教育に関わらず、教育費の無償化について、今会の次の国会で討議をされるような動きにもなっているので、注視をしていかなければいけないなあというふうには思っているところでございます。

現在、喬木村では、昨年12月議会で元島議員でもお答えをしておりますとおり、要支援家庭への児童・生徒の給食費については、6割を補助させていただいております、下伊那北部地区でもそのような割合となっておりますが、それぞれの町村によってその率は違っているところでございます。

お話にございましたとおり、売木あるいは平谷村では、給食費の無償化ということで取り組みを始めておりますが、子どもが1人2人しか入学してこないという実情の中で、何とか子どもを増やしたいという施策として、私も理解できるところかなあというふうに思いますが、喬木村としましては、給食費全体では、人件費・設備費・光熱費等を含めると、1億円近いお金がかかっている中で4,000万円の給食費をいただいているということで、この額が不当だということになるのかどうかは、また議会の方でご議論をいただきたいなあというふうに思っているところでございます。

また、お話にございましたとおり、市長は、今回の選挙の公約で、貧困家庭、要支援家庭の給食費については無償化を進めるということで、これについては、3月議会で揉んでいただいて、予算化されたところだというふうに理解をしております。

喬木村におきましても、現段階では適切な補助を行っているという認識ではございますが、経済的に支援が必要な家庭の状況、あるいは生活環境を把握する中で、適正な支援策について、今後検討させていただき、来年の予算までには結論を出していかなければいけないなあというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（下岡幸文） すいません。発言は許していません、まだ。手を挙げてください。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 先ほど、喬木村が全体として劣っているとか、そういうことはないと思いますし、充分それはこの前の議事録等を読ませていただいておりますので、いま村長さんが説明されたことについては充分納得した上で、理解した上でご提案を申し上げているわけであります。

提案の趣旨は、今の6割を全額補助にさせていただきたいということでございます。

細かな検討はこれから始まると思いますが、期待しつつ、来年度の予算編成を見守っていきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問を終わります。

再度お願いをしておきます。

質問者は、あらかじめ、はじめに議員番号、氏名を言ってから質問をお願いいたしたいと思います。

発言する前には、挙手をお願いいたします。

それから、質問者及び答弁者は、明確かつ要領よく質問をお願いいたします。

---

◇ 通告4番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告4番、東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号、東原靖雄です。

はじめに、新議員として所信を述べさせていただきます。

このたびの選挙で、山間地域においては、人口減少等により、残念ながら議員が得られなくなり、選挙の低調と無投票になった原因の一つではないでしょうか。そんな中で、私に、山間地を守ってくれ、また、山間地よと幾多の人々から言われました。それは、山間地の特有といえる人口の減少、遊休地の増加、それに伴い、有害鳥獣の農作物の被害等で、山間地では真剣な悩みです。私は、そんな悩みを聞ける議員として、今後もがんばっていかなければならないと思っております。

また、氏乗地区には多くの課題があり、三遠南信自動車道の交渉、矢筈・氏乗両インターの活用、三遠南信自動車道とリニアの飯田駅までを結ぶ県道上飯田線の改良、胡桃沢地籍に50万立の土捨て場の交渉、面積3ヘクタールの跡地利用等で、国家的プロジェクトであり、村を通じ、県・国へと進めなくてはなりません。

また、私は、三遠自動車道の開通を見据え、10年後には浜松市から100キロそこそこ、時間で1時間30分、料金は0円です。

また、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市を合わせ200万人の人口があります。これは、長野県全人口の207万人に匹敵しています。こうした中で、交流人口は増加により、産業の道、観光の道となり、喬木村のまさに東の玄関口となります。そうした中で、村の産業づくりが必要とされてきます。

大変抽象的な発言でありましたが、今後は諸問題に取り組み、がんばっていききたいと考えています。

それでは、これより一般質問に入ります。

クライנגアルテンの今後のあり方について、氏乗・大島地区のクライングアルテンは、平成23年より遊休地対策、地域の活性化事業として取り組み、交流人口が増加され、区民との交流もでき、幸先のよいスタートとなりましたが、この3年ぐらい前から空き家が増え、今年度は氏乗で3戸、大島地区で1戸と、空き家となりました。その管理に大変苦勞しております。

そこでお尋ねします。

現在、入居希望者の募集は、どちらの方面でどのような方法で行っているか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） クライングアルテンの入居者募集に関するご質問かと思えます。

昨年、28年度は、村のホームページで全国的な発信というものと加えまして、実際に利用される方の利便性というものもございますので、基本的には東海地方の方の誘客の方を見込んでおります。そういった中で、中日新聞ですとか、あと産経新聞の東海北陸版、あるいは観光ガイドブックといったものに広告の方を掲載させていただいております。

本年度につきましては、村のホームページは継続しておりますけれども、今年については、南信州の観光雑誌の広告といったものと、あと移住・定住に関する専門誌がございまして、そういったものにコアな顧客を目指して、募集広告の方を出させていただいております。加えまして、最近は若い方も多くございまして、ツイッターですとか、フェイスブックとか、そういったものによって新たな誘客というものもつながっているという場合もありますので、そういったものも含めて、あらゆる媒体を使って情報発信の方はしていきたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 中京方面というようなことですが、これ関東地区は含まれていな



いということですか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 昨年、28年度は、一応産経新聞ということで東海北陸版、あとは中日新聞の方は、愛知・岐阜・三重の方になっております。ただ、南信州ガイドブックといったものは、こういったものはたぶん全国的にも、部分的にですけれど置いてあるかと思いますので、ゼロということはないかとは思いますが、基本的に、通常そのやっば週末来たりするということもありますので、基本的には、昨年までについては東海の方の方が、普段お客さんとして来ていただけるに、4時間5時間かけてというのは、実際なかなか難しいところもありますので、ターゲットとしては東海の方を主にメインにしてやっておりました。

○議長（下岡幸文） 東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） そうしますと、ある程度の地域と、地域というか、方向とその宣伝方法というのは、今の現状でなから来ているということで、私どもはその辺は聞いておりますけれど、宣伝はされているんでして、現地への視察もかなり多くの方たちが来ていますけど、それについてはまた後日、あと質問させていただきますけど。

それでは次のところで、現在、県内の市町村でクライנגルテンの空き家状況はどうですか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 私どもの方でちょっと調査させていただきましたのが、一応18箇所、県内18箇所のクライングルテンの募集状況の方を調べさせていただいておりますけれども、村を含めて9箇所、そのうち9箇所が募集をしているというような状況でございます。設置数でいきますと、全体で426ある中で47が募集中ということで、約1割程度が空いているというような状況というふうに認識しております。

○議長（下岡幸文） 東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） ちょっとこのことについて、私も二三近くのクライングルテンを、空き家状況を調査しました。

まず、一番近いところで、飯田市小野子のクライングルテン、これ10区画ありまして、一時空き家がありましたが、今は満室であります。

次、阿南町新野のクライングルテン、これ当初から20区画ありまして、8戸が空

き家です。60%の入居率です。また、空き家については、休日あるいは週末の一時使用として募集をしております。

3つ目に、松本の四賀坊主山クライנגルテン、これは52区画ありまして満室です。これは平成6年よりでこういう成果を上げていると。もう1箇所、四賀村に緑ヶ丘クライングルテン、これは13年よりやっていますが、78区画、1戸が空き家であると、ほぼ100%の満室と。この松本の四賀に聞いているのは、非常に条件的にいいと、長野道に来て松本インターを下りて来るということで、非常にアクセスが、条件がいいということをしていました。ただ、その担当者が、クライングルテンのブームは終わりつつあると。

そんな中で私どもも、こうした空き家があるというのを、自然の流れかというあきらめというわけにもいかないと、せつかくあれだけ遊休農地1町歩近くの昔の桑園をして、過去に私も農業委員会におりまして、ああいった空き家、元へ、遊休農地対策、どうやっていいか、常々村の中で考え、遊休地対策を検討してきましたけど、やはり平成20年頃、そうしたものが、クライングルテンというものがあるということで取り入れ、そして地域の活性化、氏乗には多くの活性化があります。矢筈観光公園の水の中花火祭り、アグリパーク雨沢、そしてさくら祭りと、そうしたもののの中に一つのクライングルテンが入っているということで、地域の人たちは道造りまで参加していただく人たち、また、地域のこの今まで言ったイベントに参加してくれると、これがまさに地域の活性化ではないかというふうに思います。ただ残念なことに、今クライングルテンが、その一つが崩れかけようとしている一面もあると。

私どもは当時、村の行政の中で募集しますと、地域の人たちは地域の人たちと一緒に交流できることを考え、作物の作れる指導をしてくださいと、そうした管理を私どもはずっと一生懸命やってきました。担当の企画財政課と村にはありますけど、企画振興課というものをつくりあげ、地域のイベントを積極的に取り組んでいるところがあります。

次の質問に入ります。

3戸の空き家の管理を、どのようにこれからしていいのか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） いま議員さんがおっしゃられたとおり、開設からしばらくはほんとうまくすべて埋まっているという状況の中で、そのときの開設当時のブームもあ

ったのかもしれませんが、そういう意味では、ずっとそのままいけるのかなというような幻想もあったかと思うんですけれども、そういったものも含めて、基本的には、管理いただいている大島区さん、氏乗区さんに対しては、一応100万円という管理の方を委託してやっていたいたわけなんですけれども、ほんとにおっしゃったように、昨年からですか、一昨年からですか、ちょっと空きができてきたということもありまして、管理料については、当面、見直しの方をさせていただいております。今年度につきましては、さらに減ってしまったということで、かなり厳しい状況の中で、今議会において予算の方を若干の補正の方をさせていただいております。

管理をどのようにというお話なんですけれども、基本的には、ほかは現在使われている、ご利用いただいている方もありますので、できれば、それらも含めて地元の管理の方をお願いしたいというふうには思っておりますけれども、現時点、そこらの打ち合わせもできてないこともありまして、担当の方も定期的に見て管理をさせていただいております。

今後、埋まるように、私たちも募集はかけていきたいと思っておりますけれども、埋まらないこともあります、可能性もありますので、そういったものも含めて、また地元区さんと打ち合わせ会議等、あとまたよその状況も見たりしながら、今後の対策というものを考えていきたいというふうには思っております。

○議長（下岡幸文） 東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 当時、クラインガルテンの、先ほど20年から始めると、協議してきたということで、進入道路についてなんですけれど、いま雨沢の方から入れるという、村の理事者も含めて現地踏査した経過があります。

そこから入れば、何とか上の方からうまく入れるかなということでもあります。ということは、今の進入道に非常にちょっと事情があって、所有者の事情があって、拡張できないという経過がありましたので、それでは雨沢の方から入るかなと、と進めてきたわけですけど、実際には三遠南信のインターの通じる道路ということで、その道路を改良して、今の現在の工事用道路を改良して造らなくてはならないということで、雨沢からの進入路を一応だめと、そういう経過があるわけですけど、それで今クラインガルテンが入る平栗線、906号線になるわけですけど、非常に入りづらい。下から上がって行って入り口も見えない。お客さんの名古屋方面から来た場合、非常にちょっとはっきりわかりませんが、大きなベンツではないけれど、そうした非常に高級的な車も入ってきたときに、ちょっと見たときに非常に入りづらいというのが一

つの、それともう一つ、冬場の雪の積雪、これもかなり影響してくるんじゃないかということで、この二つの二点が、現在ネックとなっているということで、質問の中に、クラインガルテンの入り口が、村道平栗線が入りづらいということで、その改良、線形を変えてでの入りやすい方法はないか。ということは、あそこは非常に幅広く曲線的なものであるんですけど、広さはある程度あるところではないかというように思います。

そこで、法線の入り口の改良はできないか、ということをお願いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） いま議員さんのご質問の中にもありましたけれども、過去に雨沢側というものも検討した経過はあるということで、議員さんがおっしゃったとおり、そこについては費用対効果ですとか、そういったことも含めて、そのときは見送られた経過の方もございます。

で、現在の道路につきましても、何年か前に、改良というものも一回検討して、おっしゃったとおり、その地権者の方の問題もありましたけれども、若干入り口の方は、その当時にできる限りの拡幅の方はさせていただいておるというふうに理解はしております。

法線を変えるというふうなお話もいただきましたけれども、現在の入り口からの法線を変えるというのは、正直厳しいのかなと。結局的に土地がないというか、入り口もないですし、どちらも山側を切るという話になると、上まで切らなきゃいけないと、そこで地権者の方もなかなか難しいところもありますし、谷側の方は、それこそ下から積まなきゃいけないと。で、入り口を別のところにもっていくということもちょっと検討はしてみたんですけども、現在よりもさらに下、低いところから入れるということになりますと、勾配が急になると、現在でもそれほど緩い道路ではございませんけれども、さらに勾配を急にすることになりますと、なかなか今よりもさらにいい道というものを造るというのは、現時点では難しいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 大変問題であるということで、ただ入り口がないために、ああしたクラインガルテンの入居者が出てこない。これからも、答弁の中にもありましたけれど、

その入居者ができないと状況ということがまだ生まれると。氏乗区会としても、いろいろなことを考えながら、入居者をぜひ温かく迎えたいという気持ちでありますので、ぜひ行政の方も、両方が一緒に協議をしながら、今後、このクラインガルテンのあり方を進めていただきたいと。これについては、大島地区も同じような悩みを持っております。ぜひ両方のものを、クラインガルテンまで空き家にならない方向で進めていきたいと、こんなように思っております。

私も関心がありましたので、新聞を見ていたとき、先週の7月6日、これは南信州広域連合でのことです。非常にこのクラインガルテンに匹敵する、同じようなちよつと似たようなものが、10年越しというようなこともありますけど、ぜひそれも取り入れてもらえるのかどうか。あるいは別の考えでいくのかということも考えられますので、今後も、これも含めてご検討をお願いしたいというように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時29分

---

再 開 午前10時45分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開します。

---

◇ 通告5番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 通告ナンバー5番、櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 議席番号4番、櫻井登でございます。

初の質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私は大きく2つの質問をさせていただきます。

先ほどの下平議員の質問に重なるような内容ではございますが、同時に、先ほどの村長の答弁にもありましたように、ラップしている部分もあると思って聞いておりました。

質問の一つ目でございますが、「美し郷」のイメージに合う施策を問うということで

ございます。

「人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木」のキャッチフレーズの具現化について、私も計画、委員として計画に参画をさせていただいておりましたので、これについては大変関心を持っておるわけですが、計画策定は済みましたが、いよいよ見える化を本格的に実行し、進捗状況を村民に認めていただく段階に入りましたが、改めて課題を抽出してみました。

はじめにですけれども、「美し郷」のイメージということで、私の考えているイメージは、「人」につきましても、村民であり、遠来者であり、喬木村に魅力を感じていただける人。「つながる」ということに申しましても、諸行無常であり、縦横無尽であり、人や物であると。「美し郷」ということにつきましても、居心地のよさであるとか、美しくきれい、天地自然というとらえ方をしております。先ほど申しました見える化ということは、本格的には、本格的に実行ということは、PDCAサイクルのD oを意味しておりますので、これも申し添えたいとおきます。

それでは質問でございますが、グローバリゼーション、地球規模化ということでございますが、これを見据えて、交通網の接続点となる本村の位置づけが重要であることは、第5次総合計画書の14ページ・15ページ、7番目の時代の潮流、(2)の文中に明記されておりますので、その位置づけが重要との認識には、全くそのとおりだと思います。

そこで対比して思い浮かべてみますと、グローバルな視点とローカルな視点の違いです。言い換えますと、ローカルエリア、生活圏域のことですが、このローカルエリアの範囲内の道路や橋の幅員の狭さなど、解消の問題とか、身近な問題の視点と、観点と、それからグローバリゼーションの観点とのその差でございます。ちょうど大きな三角形と小さな三角形の底辺を重ね合わせたときの頂点の位置の高低差を、その落差と見立てて質問を表現しております。俯瞰する目の位置の高さが異なるわけですが、グローバリゼーションの位置づけとは、大きな三角形の底辺に、首都圏、中部圏、中京圏、関西圏が連なっておりまして、東京、名古屋、大阪の三大都市が帯状になって、超巨大都市、メガロポリスを形成し、その中に交流人口が6,000万人といわれる構図が描かれることを、グローバリゼーションの位置づけとして、グローバルな視点と私は認識をいたしております。その中部圏内に本村が存在している故に、その構図にふさわしい道路網の整備が必要ではないかと期待をするわけでございます。

計画書の文言や表現は、相対としての概要ですから、それはわかりますし、とらえて比較するには無理もあり、本質問は、村政に対する質問の趣旨からの外的外れかもしれませんが、しかし、ふるさとを離れた地域を車で走ってみますと、先進地の道路事情とは格段の違いを感じます。つつい考えてしまうのは、先進地では、先見性や社会資本の投資力、あるいは政治力、地元の要望などが、プロセスを踏んで道路が敷かれたのかとイメージをしてしまいます。やがて来る本村を取り巻く環境の変貌に先立ち、重ね合わせて考えてしまうものです。

ということで、村政の枠外の県、あるいは国レベルの話になってしまいますが、日常の生活機能に支障のない道路や橋の問題解決は、早急に必要であり、これは大々前提です。とは別に、村をはじめ広域的な道路も必要として、今から考えるべきことです。期待度は大きいわけですが、今はまだ広大な構想です。しかし、このような構想は絶対必要です。

いま現在、このような構想はありますか。構想があれば、住民にもっとアピールしてもらい、住民も大きな夢、観光などですね、膨らませることができると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 日本の国土をどうするかという大きな問題につきましては、いろんな計画がございまして、これは機会あるごとに皆様にお示ししてきたとおりでございます。

特に、リニア中央新幹線開業や三遠南信自動車道の開通を見据えました喬木村5次総合計画の中では、これらの高速交通網を活用するための高規格道路の新設するような計画はあるのか、もっと大きな俯瞰の位置で見たときの道路網計画はないのか、というような趣旨であったのかなあというふうには理解をいたしました。

まず、道路行政におけます国・県・市町村の役割分担でありますけれども、市町村をまたぐような、また高速道路ですとか、高速道路と高速道路を結ぶような高規格道路を村で建設するということはございませんので、そのような計画を村で持つことはございませんし、村としましては、その計画というか、構想を実現するために、こんな道が欲しいんだという提言活動を通して、国・県の計画に盛っていただくことが仕事だというふうには思っているところであります。

村としましては、高速道路、国道、あるいは県道を有機的に結合しまして、村の発

展に寄与できるような道路建設、あるいは道路計画を立てていくことが必要なんだというふうに認識をしているところであります。

国におきましては、計画、構想はないのかということでございますけれども、国土のグランドデザイン2050の中で、リニア中央新幹線によります三大都市圏ネットワークの形成、また村でも計画をしておりますところの小さな拠点と高速道路を活用した高次地方都市連合との構想が、基本戦略として示されているところでございまして、こちらについては、3年来ずっと言い続けてまいりましたので、ご理解はいただいているんじゃないかなというふうに思っておりました。

長野県におきましても、南信地域広域道路ネットワーク計画ですとか、長野県新総合交通ビジョンというのがございまして、こちらも冊子あるいはインターネットで広く広報されているところでございます。

施策の方向性としましては、県内リニア駅と道路網とのアクセス機能の向上、確保、規格の高い道路ネットワーク等の強化が謳われているところでございます。

南信州広域連合でも、広域的な幹線道路網構想及び計画がございまして、広域交流拠点でありますリニア長野県駅を中心とした交流軸の整備、東海地方への物流の柱となる三遠南信自動車道を中心とした交流軸の整備等、道路計画の要点、要としまして、圏域を環状で結んで、人と物流の大きな流れを創造できるように検討されているところでございます。

この中で、内環状及び東西横断が、リニア駅から阿島橋を通り、喬木村中心部へ、あるいは東部軸及び内環状が、下久堅から弁天橋、そして村内の一貫道路を通過をして、豊丘村への流れをつくるというような道路構想が盛られているところでございます。

また、中央道座光寺スマートインターチェンジからリニア長野県駅、それから阿島橋を通りまして、三遠南信道へ繋がるルートは、上空から見ても直線上にこう一直線に並ぶルートとなります。

このルートを実現するために、村としましては、一昨年から再開をさせていただきました県道上飯田線の改良促進期成同盟会を立ち上げておりまして、飯田市及び北部5町村に加えまして、遠山谷、天龍村の方々にもご参加をいただいて、積極的な提言活動を行い、県の道路改良計画に早く盛り込んでいただけるようにという運動をしているところでございます。

高速交通網時代を迎えまして、交流人口の増加に対応できるように、村だけではな



くて、広域的な視点で、道路網整備について活動を続けていきたいと、いま考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ありがとうございます。

私が懸念しますのは、道路網がなかなか車の通行量以上に遅れてしまうという心配がございましたので、よその地域の道路なんかの情報やなんかを見てみますと、情報とといいますか、行ったときに走った状態を見てみましたりしてもですね、大事なのは、広域的な中で道路が充分に対応できているかどうかというのが一番心配でございましたので、お聞きしたわけでございます。

次に、二つ目の質問でございます。

中段・上段の農業振興はどのように展開していくのか、ということでございますが、農業振興の目的は何か。そしてその手段はどのように展開されるのか。農の目的は食料生産ですか、天地自然ですか、どちらも目的になり得ますが、普遍的なのは後者です。それは、食料生産をも含み、景観をつくり、人間や生息する生き物すべてに共通しているからです。

それでは質問でございますが、自然の豊かな本村は、複雑な地形の中で限られた耕地面積での農作業をされる方がおられますが、規模拡大も困難で、高齢者の方では農作業も大変かと思えます。また、後継者や担い手不足などの悩みも多いかと感じられますが、このような現状をどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 中山間地の現状につきましては、ご指摘のとおりかというふうに思っております。限られた耕作面積の中で、これをビジネスとして農業がとらえることができるのか、あるいはこの質問の趣旨はどこにあるかは、私はまだ承知はしておりませんが、自然に、豊かな自然を守るために経営をしていただくのか、という問題はあろうかと思えますが、喬木村としましては、小さな耕地面積でもビジネスとして、専業として農業が成り立つような農業振興策を考えていくということで、先ほど下平議員にもお答えをしたとおりでございます。

○議長（下岡幸文） 櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ありがとうございます。

次に、中山間地域の不利を有利にするということは大賛成です。有利、不利は、販

売を除く生産過程での問題として取り上げてみますと、有利とは、その土地柄の地質や気候、水質や水利などの耕作条件に、作物の生育に最適な種別、品種などを選定し、土地柄に合致した作物を作付け、栽培することと考えます。

また、労働力や労働量など、作業時間をならした作業の仕方を取り入れること。すなわち作付けや収穫時期をずらした農作業をすることにより、年間を通して無理のない安定した農業を実現することが、有利の必要条件であるかと思えます。

したがって、中段・上段の限られた耕地面積では、施設園芸、施設栽培等、規模化、高度化よりも、選定した作物と費やす労働量を、高齢者にも無理のないように体系立てた農業が適切と考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 施設園芸ですとか、そういうものではなくて、適地適作の作付けによって経営を図るということなんですが、私の中に具体的なイメージが浮かんでまいりませんので、具体的な方策について、お聞かせをいただければ有り難いなというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 具体的に申し上げますと、例えば種別であればですね、キャベツであるとか、その中でも品種はたくさんありますので、その品種を時季に、季節とか、それから年間を通した時季に合わせて作付けをしていくということ、一つの例として挙げさせていただきたいと思えます。

今の反問に対してのお答えにさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 持続可能で高齢者にも優しく経営も安定する種別として、重量の重いキャベツという選択が、私にはちょっと理解ができませんで、それと規模の小さい中でキャベツを通年栽培をすることによって、どのような市場が生まれるのかというようなイメージも湧いてまいりませんので、私どもは、明らかに農業を職業として選択していただいても、経営として成り立ち、生活ができるような水準まで、喬木村の農業の振興を図っていきたいというのが、村の行政としてやる仕事だというふうに思っております。

ご指摘のような観点につきましては、自分の生きがい対策ですとか、お小遣い程度

ということならまだ理解はできますけれども、いま市場が求められておりますのは、発注して安定的に大量のものを仕入れないと、市場が相手をしてくれないという状況の中で、議員のおっしゃるようなことで、この喬木村の農業が守れるとは、私は考えておりません。

○議長（下岡幸文） 櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ありがとうございます。

今のは一例ですね、キャベツの場合は一例の話でございます。

しかし、やはり適地適作というのは、その規模がある程度の見込める場所で施設栽培とか可能であれば、一般的なやり方としては、今の村長のお話のようではいけないと思うんですが、なかなか限られたところでの農地の範囲内では、なかなか難しいということもありまして、そのような年間を通して農業を考えていった方がいいのではないかなというふうに考えております。考えてお話を、答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 今のは質問ですか。

○4番（櫻井 登） いえいえ、先ほどの答えに対することであります。

○議長（下岡幸文） それでは、質問を続けてください。

○4番（櫻井 登） それでは、今の質問に関連してでございますが、今のは生産過程での話でございますので、その後の話ということで、農産物の1次産業としての農産物の出荷販売ということでは、終わらせることではなくて、製造加工の2次産業、あるいは販売の3次産業までをワンセットにした、喬木ブランドを意識した農業振興の目的と手段という考え方もございますので、その方向を、方向性を見いだすこともできるというふうに考えますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 地域で生産した品物を商品と売り出す2次産業化、3次産業化の連携については、大変重要なものだというふうに理解をしているところであります。

当村でも、地元農産物を利用いたしまして、加工販売を行っている事業者が複数社ございますし、喬木村で行っておりますふるさと納税の返礼品としても、ご好評をいただいているところであります。

また、新しく村内企業におきまして、喬木村産の農産物を加工品として、商品と

して売り出していこうというような動きもございます。

こういった取り組みが、広義での喬木村のブランドにつながっていくことにもなりますので、もし可能であれば、できるだけ多くの商品が開発、提供できるような体制を、関係者の皆さんが真剣に取り組んでいただければ有り難いなというふうに思っているところであります。

○議長（下岡幸文） 櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ありがとうございます。

私もそのように考えておりました、新たな農産物から商品を開発するということが必要だと考えております。

最後になりますが、今までの質問の農業問題の根底には、荒廃農地とか、遊休農地を減らして、耕作地周辺の行き届いた手入れが醸し出す農村風景が、すなわち農がつくり出す景観ということになるかと思えます。それを取り戻すための大きな効果があるということを含めておまして、農業振興の目的と手段は、作付けから収穫による一連の成果がさらに及ぼす効果というものを考えた施策のことだと思えますが、私はこのように考えておりますけれども、その点、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 遊休農地を増やすことなく、景観を守るということは、村にとっても大きな大事な仕事かなというふうに思っております。

ただ、安定的な経営を行うことで、農業という職業として成り立つようなことを、村としては考えていかなければなりません、無理のない範囲で自然を守りながら、先ほど、まだちょっと私の中ではイメージが湧いてこない、申し訳ございませんけれども、どうやって食べていくんだろうという疑問はいつも持っておまして、少ない耕地面積でも多収益が望めるような農業の振興の方策を、村としては推薦をしていきたいなというふうに思っております。

その中で新たな農業経営者が、それに魅力を感じて農業に参画をされてきたり、あるいはこう仕事に余裕が出て、経営も安定に乗ることによりまして、この周囲の景観にも目を配らすことができるということが可能になるのではないかなというふうに思っております。

日々の生活が約束されない中で、いくら景観をきれいにとっても、なかなか難し

い問題なのではないかなというふうに思っております、まずは、農業振興の要は、先ほどお答えをしましたように、村としましては、できるだけ小さな面積であっても、多収穫、多収益が望めるような儲かる農業への方策を、振興策として検討していきたいということ考えております。

○議長（下岡幸文） 櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ありがとうございます。

私も、農業が、小さな土地に対して、その成果を上げて売り上げが上がるというのが一番いいと思いますが、併せて、なかなか最近は見苦しいような光景がありますので、そういったことも手が入ることによって、景観になり得るということで、考え方も見方もまた変わってくるのではないかなというふうに考えております。今後ともその農業政策を考えていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問を終わります。

---

◇ 通告6番 福澤 真理子 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告6番、福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 議席番号3番、福澤真理子です。よろしくお願いします。

女性の議員を一人でもという期待を込めて、当選させていただいたと思っています。

今回の選挙は無投票ということで、前任の現任の議員さんたちも、無投票だったからというふうなことを重ね重ね言われておりますけれども、それぞれの人にですね、やっぱり村民の皆さんの期待が込められて当選させていただいたと思っております。

で、私は、まだ村の、こんなことを言っては失礼なんですけど、状況もまだしっかりと把握できていない状況ではありますけれども、これから一生懸命勉強させていただいてがんばってまいりたいと思います。女性のただ一人の女性の議員として、女性が活躍できるというか、女性が、私の周りの女性はとても元気な方がいっぱいおります。喬木の女性は元気だなあというのが、私の持っている印象ですけれども、さらに女性ががんばっていけるむらづくりに励んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

では、質問に入りますが、今日は2つ、お願いしたいと思います。

まず、一つ目に、看板の内容と適切な設置について、お伺いいたします。

役場の駐車場の入り口、トイレ付近に看板が設置をされております。で、看板には、

「小さくともアルプスの峰の如く、毅然と聳える美しい村 喬木村」というふうに記されています。続いて、明るい選挙宣言の村、交通安全宣言の村、非核平和自治体宣言の村、暴力行為追放宣言の村、人権尊重宣言の村、飲酒運転撲滅宣言の村、と6つの村の宣言が掲げられております。

村の看板は、村内外に村の姿勢をアピールする大切な役割を持って立てられたものと考えます。明るい選挙、交通安全、暴力追放、飲酒運転撲滅などは、ごく日常の中にあります。非核平和だとか人権尊重などは、非日常のようにも思えますが、ごく最近のニュースにもありましたが、見過ごしてはいけない課題だと思っております。

核兵器禁止条約国連会議が開催されておりました。加盟国193カ国のうち120カ国以上が参加し、条約が採択されたニュースが報道されました。戦争のない平和な社会は、誰もが望むところと思います。

また、人の内心に踏み込むおそれがあると、国民の多くの反対があったにもかかわらず、共謀罪、法律として成立してしまいました。いよいよ明日、執行の日を迎えます。

いじめなどないか、安心、安全に暮らすことができているか、自由にものが言えるか、平等が保たれているかなど、人権の問題も身近な問題であり、それぞれの宣言は、今も意義のあるものと思っております。しかしながら、第5次喬木村総合計画が策定され、喬木村の将来像も新たに設定され、既に昨年から実施されているところであります。

看板は以前そのまま更新されておりませんが、この点について検討はされているでしょうか。どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） 議員、今ご指摘いただきました看板につきましては、議員の方からお話がありましたとおり、第4次の総合振興計画のスローガンが表示されたものになっております。

こちらのスローガンにつきましては、ご承知の方も多いと思いますが、椋鳩十先生の寄稿文によって、その一部を引用したものとなっております、こちらのキャッチフレーズは、ぜひ今後も村の誇りとして後世にも残してまいりたいと思っております。

第5次の総合計画につきましては、いま議員からお話がありました、平成28

年3月に策定されて、村の将来像を、「人が輝き 未来につながる 美し郷 喬木」としているところであります。

計画を着実に進めるためには、村の将来像を村民全体で共有することが重要だと思っております。

村では、将来像も含めまして、計画内容を共有するために、広報誌や冊子の配布、いちごチャンネルでもお知らせするとともに、昨年の途中からは、村の封筒への印刷を行う等、随時対応してきているところであります。

ご指摘の看板につきましても、今後、デザインの検討、予算の確保を行いながら、更新をしてまいりたいと考えておるところであります。

○村長（市瀬直史） 福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） ありがとうございます。期待しております。

次に、この看板について、以前はよく見える環境にあったんですけども、ATMの建物が後からできたことによりまして、残念ながらとても見えにくくなっておりまして、トイレの側に回らないと、全体が見れないようになっています。

適切な場所に移設は考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） 今ご指摘いただきましたとおり、看板の設置後にATMが2箇所設置されまして、小川渡方面からは見えにくくなっております。上の方から来た場合については、小川渡方面よりは見えるような状況ではありますが、いずれにしても少し見にくくなっているというのは、そのとおりだと思っております。

看板には、さっき言った5次の件のほかにも、議員さんご指摘のとよりの6つの宣言の告知看板にもなっているというところであります。

こちらの看板の移設をという、今ご質問をいただいたわけなんですけれども、現在のものをそのまま移設することは、少し古くなっていることもありますし、構造上難しいために、もし場所を移すということになりますと、今度は基礎からもう一回作り直すということが必要になってくるというふうに認識をしております。

また、移設先の選定については、いま看板等いろいろありますので、その景観のことですとか、あと限られたスペースというのか、どこへ置いたらいいかということ、それからいま宣言の告知が大事だというお話をされましたけれども、それがいま看板でやるのがいいのか、またどんなふうにそういう宣言を多くの方に知ってもらったら

いいかということも、検討する必要があるかなというふうに考えております。

そのようなことから、移設について、今すぐに、現在移設するということはいま考えておりません。

○議長（下岡幸文） 福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） ありがとうございます。

今後検討していただくということで、村民の方の意見も充分入れていただきながら、検討を進めていただきたいと思います。

二つ目の質問に移ります。

富田に建設された地域優良賃貸住宅について、お伺いいたします。

富田に建設された賃貸住宅は、入居が可能になって2カ月余り経過をしましたが、7戸のうち入居されているのは1戸だけという状況が続いております。地域の方からも心配の声が聞かれています。

この件につきましては、先の議会でも質問がされており、重なる部分があるかもしれませんが、よろしくお伺いいたします。

一つに、村の募集はどのように行われたのか、お伺いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） まず、募集の方法についてのご質問ですけれども、この募集につきましては、平成28年12月1日から平成29年1月31日までの2カ月間の募集期間の受付として行っております。

この間の告知の方法につきましては、南信州新聞の記事として一度、あと情報誌たかぎの1月号への記事の掲載、あと村のホームページですとか、くりんネット、いちごチャンネル等の告知の方をまず第1次として行っております。

で、この募集の際に、議員ご指摘のとおり、1戸の契約ですけれども、あと残り6戸残ってしまったということで、2次募集、2回目の募集ということを行っております。これにつきましては、平成29年の3月1日から3月31日までの1カ月間の募集を行っております。

この間に、3月11日から3月13日までの3日間、内覧会ということを行いまし、この内覧会の告知につきましては、飯田市の一部、松川町、高森町、豊丘村の方に約2万部の方の新聞折り込み広告の方を行っております。これに加えて、1回目と同様になりますけれども、ホームページですとか、くりんネット等で告知の方を



行っております。

これ以外に、飯田下伊那の地域内移動だけではなく、首都圏ですとか中京圏の方にも、移住者向けに、東京で行われました移住相談イベントですとか、といったときにパンフレットをお配りするとか、名古屋の方では中日新聞の方にも新聞広告の方を掲載させていただいております。

○議長（下岡幸文） 福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） ありがとうございます。

積極的にアピールがされているというふうに理解をしました。

その後ですが、次の質問ですが、この間、役場などに問い合わせがあったでしょうか。もしあったとすれば、どのような問い合わせか、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 今回の2回の募集の期間中の問い合わせという形になりますけれども、1回目の時は、一応10名の方が窓口の方へ来ていただきまして、申込用紙の方をお渡ししております。で、その間で1件の契約ということになったんですけれども、2回目の方は、内覧会の方に23人の方に現地の方に来ていただいて、その間、担当者の方で説明会の方をやらさせていただいております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） その後のところでは、申し込みはなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 今年度、4月以降も何件か、といっても、片手にならないですけれども、数件のお問い合わせの方はいただいておりますけれども、実際の契約までは至ってないというのが現状でございます。

○議長（下岡幸文） 福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 数件問い合わせがあるというのは、ちょっと期待をしたいところですが、その中で入居を決められない原因というのは、何か村の方で把握しているとか、考えられるとか、ところはありますでしょうか。

○議長（下岡幸文） 福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 私が直接お話を伺ったのは、内覧会の時に来ていただいた方にお

話を伺ったりはしました。で、そのときも私の中では感触がよかったので、もうちょっといけるかなと思ったんですけども、その場で、結局富田という地域が、「来てみるとわりと近い」というふうな言われ方をされてましたので、来てみないとわからないところは、正直あるのかなとは思いますが、そのお話しする中で、悪い方の情報というのはあまり伺っていないものですから、じゃあ何がいけなかったのかというところまでは、きちんとは把握できているという状況ではないです。

○議長（下岡幸文） 福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） そうすると、悪い、これだからだめだということは考えられないという、というか、思い当たることはないというふうに理解をしました。

次にですが、未だに空いているということは、入居の条件が厳しいのではないかと、いうふうにも言われる方もありますが、その点についてはどのように考えておられるか、伺います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 入居条件ということですが、この条件につきましては、申込書にも記載してございますけれども、住宅に困窮していること、子育て世帯である方、公租・公課に滞納がないこと、あと本人及び同居者に暴力団関係者がいないといったことと、これにつきましては、所得基準の方を設けさせていただいております。

さらに、一応申し込みとしましては、喬木の南部地域に現在住民票のない方ということで、設定させていただいております。

この辺の条件につきましては、所得要件は新たに設けたんですけれども、それ以前に建っております若者定住住宅と、所得要件以外については同じ条件となっております。特段厳しくしたというような認識はしておりません。

ただ、空きがあるということで、地元区長さんともお話しをさせていただいたんですけども、若干家賃の方が高いんじゃないかというような、地元の方からもお話があるというようなことをお聞きしておりますので、今議会の最終日の明日、明日になりますけれども、全協の方でいくらかでも家賃補助ができるような、交付要綱の方を提出していきたいというふうには予定しております。

○議長（下岡幸文） 福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） それでは、入居していただくために、村としてどのような対策を考えておられるか、お伺いします。今ちょっと明日の全協で某かの提案があるというこ

とですが。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） 今ご質問にお答えしましたとおり、助成金については、負担感を軽減していただくということで、提出していきたいというふうには思っております。

あとそれに加えて、広報の関係で、村として公共の電波等を使っておるんですけども、その辺については、民間業者さんの方の力もお借りしたら、できればなあというふうには思っております。ただ、やっぱり地区の行事参加だったりとかということも、若干抵抗感もあったりする可能性もありますので、そういったものにつきましては、また地区ともご協議しながら、方向性の方は出していきたいというふうには考えております。

○議長（下岡幸文） 福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 今のお答えの中に、地区の行事とか参加について、やっぱり抵抗感があるのではないかとというようなお答えもありましたけれども、関連で、地域とか地区との連携はどのようになっているのでしょうか。それから、村として地区や地域に要望されることはありますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） その行事とか、それはここの場所に限らず、いま全村的に結構そのお話も伺っているところではございます。そういったものについては、ちょっとこれからというところが、正直なところではないかと思えます。

村からその要望というものも、特段富田、今回のこの住宅についてはしておりませんくて、区長さんというか、地元の方とお話しする中で方向性の方を、今回の募集要件についても決めさせていただいておりますので、そういったものについては、やっぱりその地元の方とお話ししながら決めていきたいというふうには思っております。

○議長（下岡幸文） 福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） ありがとうございます。努力されていることはよくわかりました。

やっぱり地元、地元というか、喬木に住むものとしても、これからも声をかけていっても、「喬木に住まない」という声かけはやっぱりこれからも、自分としても続けていきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（下岡幸文） 以上で福澤真理子議員の質問を終わります。

◇ 通告7番 小池 豊 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告7番、小池豊君。

○11番（小池 豊） 議席番号11番、小池豊です。

本日の私の質問は、安定した雇用を創出するための方策についてと、早魃対策について、お聞きをいたします。

村内の企業従業員の増員につきましては、村としても力を入れていただいているところではありますが、将来の喬木村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、5年後の平成31年度の企業従業員数を1,838人と、計画をしてあります。平成24年の経済センサス活動調査の結果の1,810人に対しまして、平成28年には1,873名と、既にこの目標はクリアされておるわけですが、今後に向けまして、さらに村内で働く方の増員は必要不可欠です。

広域連合としましても、南信州広域連合を中心に、航空宇宙産業クラスター形成特区として取り組みをしまして、村としましても、連携をして取り組んでいく計画が進められているところでもあります。

それと、現在、人材の雇用につながる企業は、村内では約300とお聞きをしております。就職したい企業が多くないことには、村の人口増にもつながってまいりません。

新しい企業の誘致には大変難しいこととは思いますが、村としてこの方策をどのようにとらえていくか、まずお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標1、「喬木村における安定した雇用を創出する」において、数値目標の一つとして、平成31年度における村内企業従業員数を設定をしております。

これを達成するための施策として、7つ挙げてございますけれども、うち施策の3、「地域産業の競争力強化」において、2つの地方創生事業に取り組んでいます。

一つは、事業拡大にかかる機器設備導入支援事業、もう一つは、販路拡大支援事業で、それぞれ工業等生産設備取得補助金、展示商談会等出店事業補助金として、平成27年度より交付をいたしております。

これに加えまして、新たな取り組みを行う企業を応援するために、平成29年度より、村制度資金に経営革新資金のメニューを加えるとともに、知的財産権取得事業補

助金を新設しております。

議員ご指摘の企業誘致につきましては、施策の5、「企業立地促進」において、企業誘致・起業支援、起こす方の起業ですけれども、そちらの方の地方創生事業として取り組んでおります。

村内に進出を希望する企業の皆さん方に、個別にご相談をいただく中で、候補地の検討をさせていただいているところです。

起業支援につきましては、創業支援計画をこの5月に策定いたしまして、商工会や金融機関と一体となり、取り組みを始めたところでございます。

このような取り組みを通じまして、少しでも新規雇用につながるような村内企業が増えることを期待をしているところです。

以上です。

○議長（下岡幸文） 小池豊君。

○11番（小池 豊） 補助金等を含めまして、企業の誘致には力を入れているとお聞きをしました。

また、商工会等も通じまして、企業が融資を計画する、計画している場合には、また村としても援助をしていく施策等も、29年度に盛り込んであるというところで確認をしております。

それと次に、リニアの長野県駅の工事と、それに伴いまして、周辺の国道の拡張工事が計画をされております。これに対して、移転する店舗だとか、非常に工場等が多く出てくるわけですけれども、飯田市としましても、国道の東側または天竜川寄りに代替地は考えているようではございますけれども、喬木村への移転を希望している企業・店舗等もお聞きをするところです。喬木の店舗は、交通量の関係も含めまして、「店舗に出入りしやすい」とお客様の声を多く聞くわけでありまして。

個人の住宅の移転も含めまして、この方たちの誘導を、村としてどのようにとらえていくのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） リニア長野県駅の整備と国道153飯田北改良に代表されますリニア関連事業を巡りましては、飯田市側で、住宅や事業所など約300軒が移転対象になるという見通しであるというふうにいわれております。

飯田市では、代替地といたしまして、上郷それから座光寺地区それぞれに候補地を

提示をいたしまして、移転対象者すべての移転先を確保できるまで、関係機関と連携しながら責任を持って対応するとの方針で、今後の土地利用について、年度内に素案の作成を目指すとしているところでございます。

飯田市内の移転者をどう誘導していくか、というご質問でございますけれども、振り返って喬木村を考えてみますと、喬木村の移転を余儀なくされる皆様への対応としては、まずは村内へ残っていただいて、引き続き居住していただきたいということで、真摯に対応させていただいているところでございまして、飯田市でも全く同様の対応をとられているところでございます。

飯田市におきましても、引き続き地区内に居住していただきたいという方針の下で、飯田市が責任を持って対応するとのことでございますので、飯田市の方針に対しまして、喬木村としましては、「飯田より安いからこっちへおいでよ」というようなことはなかなか言いづらい、紳士的に対応していかなきゃいけない問題なんだなというふうに思っているところでございます。

ただし、聞くところによりますと、座光寺は、移転対象者に対する十分な用地が確保できないですとか、とある企業については、喬木村の方が地価が安くて、これからの規模拡大には喬木村の方が適地ではないか、というようにご相談を受けているのも事実でございますので、それぞれの個別の事案につきまして、村としましては、ご相談をいただければ、可能な限り対応させていただきたいというふうに思っているところであります。

ただし、本村の場合につきましては、阿島北から伊久間に至るまで、すべて農業振興地域、残ったところが農業振興地域ということで、大変厳しい法規制、岩盤規制と言われているような規制がかかっておりまして、農地転用には非常に高い支障、障壁がありますので、そこいらも加味しながら、できる範囲で真摯に対応していきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（下岡幸文） 小池豊君。

○11番（小池 豊） それぞれの移転対象地区では、それぞれ力を入れているようであります。特にリニアに関する阿島北の皆さんの移転等につきましては、村としても代替地等、希望者を募る中で、非常に力を入れていただいておりますことを確認をしております。

それにしましても、竜西から竜東へと、喬木村へという希望者に対しましては、いろんな厳しいそんなハードルもあるようでありますが、ぜひ前向きな姿勢で迎え入れ

る態勢をつくっていただきたいというふうに思います。

それと、喬木村の借地料、飯田市に比べればまだまだ安いかと思えますけれども、喬木の借地料は高いという声をお聞きをいたします。

わかる範囲での実態をお聞きいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 土地の賃貸借の動向につきましては、ここ飯田下伊那地方は、つい最近まで賃貸借契約が主に行われてきた地域でありまして、これは全国的にも希なケースであるといわれております。しかし、近年、金融機関において、借地上に建物を建設する場合の融資条件が厳しくなったこと、また、周辺部における地価の水準が下がり、比較的安価での用地取得が可能となったこと等を背景として、新たに賃貸借契約を行うケースが激減しております。これは、本村においても同様の傾向にあります。

借地における一般的な傾向としては、売買ほどには価格の情報が明らかにされておらず、また、当事者間での相対の契約であることから、近接する地域内でも、設定される地代の水準にかなりのバラツキが見られる傾向にあります。中には、相場よりかなり高め、また逆に安めといった事例も存在することがあることから、一概に当村の借地料が高いとは言い難いところがございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 小池豊君。

○11番（小池 豊） 借地料につきましては、それぞれ相対があることで、やはり一概に決めて、決めつけるということにはいかないようではありますが、地主の方の意向もあるわけです。そういうこともあります。村の補助策等も含めまして、地主の方にも理解をいただく中、企業、住宅の誘導には力を入れていただきたいというふうに思います。

この質問につきましては終わります。

次に、旱魃対策に対して、お聞きをいたします。

日本は自然災害の非常に多い国で、未だに降り続き、九州の豪雨の被害に対しては、先ほども木下議員の方からありましたが、お見舞いを申し上げるところであります。

当伊那谷でも、56年前に発生しました三六災害を思い出すところであります。

この豪雨とは裏腹に、関東では雨の少ない状態が続いております。

特にこの喬木村でも、5月末から6月上旬にかけて雨が降らずに、田植えをするのに苦労した地区を多く見かけました。特に菅沼だとか五反田、塩田、帰牛原の上の方、上段等、中山間地域直接支払交付金事業に関する地区に多く見受けられましたが、せっかく耕耘をしたのに、代かきができなくて田植えができなかった水田、田植えはしたのに干割れてしまった水田等を見かけたわけであります。農業を実際する方にとりまして、田植えのできない田んぼ、植えた苗が枯れてしまうほど悲しいことはないわけで、土を踏んで田んぼに水をまいている方も見かけました。

この状況を村は確認されておりますか。お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 今年の空梅雨における村内の農地の状況につきましては、担当する農政係において、現地確認を2回実施しております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 小池豊君。

○11番（小池 豊） 確認はさせていただいておるようでありますけれども、農業のやりやすい条件をつくっていかないと、遊休農地がますます増えてしまうわけであります。早魃の対応としまして、私も、村とかJAに揚水ポンプの手配をお聞きしましたが、このときには手配をいただけませんでした。

この対策としまして、具体的に揚水ポンプの設置等、今後の課題として考慮いただけるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） 質問の中にもございましたように、本村では、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金という2つの農用地保全事業を実施しております。

前者については、主として下段・中段地域で、後者については、中段・上段地域で、地元の活動組織により実施をされているところであります。

これらの事業は、遊休地に係る対応であるとか、水路等の維持修繕に要する経費についても事業対象となっており、活動計画書及び協定書に位置づけられた事業に必要な物品につきましては、リースまたは購入することが可能です。

揚水ポンプについても、これを設置することにより農用地の保全が確保できれば、



対象経費とすることができます。

地元活動組織の中で充分ご協議いただきまして、対応をいただければと考えております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 小池豊君。

○11番（小池 豊） 地元の要望等を聞きながら、村としても対策をとっていただくという事は大事な事かと思えます。それぞれ遊休地対策としての補助事業等もあるようであります。

それにいたしましても、農業、やりやすい農業を目指して、喬木村としてもまた、それぞれのまたこういうときの緊急な場合のまた施策等もつくっていただきまして、極力農業のやりやすい状態をつくっていただきたいということを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で小池豊議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

11時55分からこの一般質問については、放送が入りまして流れないということになります。そこで、ここで昼食のために休憩といたします。

午後の再開は1時5分といたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時05分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告8番 佐藤 文彦 ◇

○議長（下岡幸文） 通告8番、佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） こんにちは。議席番号1番、佐藤文彦でございます。

新人でございまして、ご無礼また不手際があろうかと思いますが、ご勘弁いただきたいと思えます。

質問に入る前に、手元に飯伊消防、昨日行われました飯伊消防協会技術大会の結果がございまして。小型ポンプ操法の部においては、喬木村Bチームが2位、Aチームが4位ということで、大変すばらしい成績でありました。特にラッパ吹奏の部におきま

しては、喬木村が3位ということで、近年希に見る好成績であったというふうに感じております。

いずれにしても、喬木村の消防団の技術力の高さというものを披露していただきましたし、これについては、団員が日頃から熱心に訓練にあたっていたという成果であると、こう感じております。改めて心強く感じるとともに、団員たちのそのご努力に敬意を表したいと思っております。

私は、その消防団を含めました2項目、5つについて、質問をさせていただければと思います。

まず最初に、消防・防災についてということでございます。

現在、喬木村消防団の団員の定員は180名ということでございますが、先日、ご説明をいただきました29年度の団員の総数は161名とお聞きしております。

ここ数年は、退団者によります機能別消防団であったり、役場職員の皆さんによる機能別役場班の設置によりまして、この数字は維持をされているのではないかと考えておりますが、今後、平成30年以降は本部役員の確保もままならない、厳しい状況が続くということが予想されます。

団員の対象世代の生活スタイルであったり、就業形態の変化など、要因はさまざま考えられますが、消防団員の確保というものは、喬木村の安心、安全を守る上でも重要な課題であると考えております。

最近では、地球温暖化の影響なのかわかりませんが、台風や集中豪雨による風水害が日本各地で甚大な被害をもたらしています。ご承知のとおり、先日、九州北部の各地で発生しました豪雨災害においても、現在21名の尊い命が失われ、住宅家屋やライフラインにも甚大な被害が出ております。避難誘導にあたられておった消防団員の山本さんも、土砂災害に巻き込まれ、命を落とされたという報道もございました。

消防団も自分の身を守りながら、安全に活動できるように、日々の訓練に努めておるわけではございますが、こういったことは大変悲しく、残念に思います。

改めて被災された皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に、心からご冥福をお祈りしたいと思っております。

風水害のみならず、近年、全国各地で震度5以上の地震も発生をしております。

喬木村地域防災計画の中、被害想定がされておりますが、東海地震、南海トラフ地震、いずれもこの喬木村では震度6弱、伊那谷断層においては、震度6強ということが想定をされております。

ひとたび大規模災害が発生しますと、その被害が喬木村だけでとどまることは考えづらく、当然、飯田下伊那広範囲にわたって被害が及ぶと考えます。そうなった場合、初期の段階での常備消防、いわゆる広域消防の対応というものは、期待をすることができません。初期の段階では、やはり地元にいる消防団員に頼らざるを得ないのではないかというふうに考えます。

そういった大規模災害を想定しますと、消防団員の定員というものは、現状の維持を維持していくことが必要ではないかというふうに考えております。

そこでお伺いをいたします。

今後、消防団員を確保していくために、定員も含めてですが、村としてどうお考えで、どう対応されていくのか。また、その中で団員の定年延長というものが可能なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 少子高齢化、そして勤務形態の多様化によりまして、消防団の確保というのは、どこの町村も頭を痛めておりまして、喬木村にとりましても、喫緊の課題だというふうに認識をしております。

議員ご指摘のとおり、機能別消防団員制度の活用によりまして、総数では160名前後の団員数を現在も確保はしておりますけれども、本来入るべき基本団員に限りますと、年々減少しているというのが現状かと思っております。

このような課題に対応するために、今年の2月に消防委員会に対しまして、分団統合の検討も盛り込んだ喬木村消防団の体制等に関することについて、諮問をさせていただきました。

この諮問に対しては、諮問内容のとおり、現状の3つの分団体制を2つとすることが適当である旨の答申をいただいたところでございますけれども、付帯意見としまして、特科班の編制ですとか、それから女性消防団員の活躍推進、団員数が減少する山間地域における機能別団員化等、今後の消防団のあり方について、昨今の社会情勢に対応できるよう、柔軟に検討するように求められたところでございます。

また、その意見の一つとしまして、定年延長も盛り込まれておりまして、団員確保の一つの方策として、検討を要する課題であるというふうに認識をしております。

消防団のいわゆる定年につきましては、現状、明文化されたものがございまして、慣例によりまして33歳としておりますが、33歳というのは、おそらく過去におい

て、定員の充足に必要な人数として適当な年齢が33歳であったということで、それが現在に引き継がれているものと考えております。

団員が減少することで、望ましい定数に満たない場合につきましては、定年延長も検討課題と認識はしておりますけれども、そもそも基本団員の定数として、最低この地域には何人必要なのか、また、機能別団員も含めた定数としては何名が必要なのかということ、しっかり検討することが先決なんだろうというふうに思っております。

その上で、定足数に達するためには、何歳まで引き上げが必要なのかという話になってくるというふうに思っておりますし、定年延長に伴う負担軽減も併せて検討していかなければいけない課題かと思っておりますので、各方面のご意見を伺いながら、総合的に判断をしてみたいというふうに考えております。

唯々個別の班で見ますと、人員の少ないところにつきましては、定年を延長したところで、その効果が得られないということも想定をされておまして、ここいらの問題につきましては、また別の検討が必要ということで、なかなか奥深く、難しい問題だというふうに思っております。

人口減少によりまして、消防団改革は待ったなしの状況でありますので、喬木村にふさわしい消防体制の構築のために、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ありがとうございます。

ほんとに有事の際にそれこそ何人いても、どのくらい必要なのかということは、私にもわかりかねるところがございますが、地域の皆さんと協力し合いながら、それでもやはり防災のリーダーとして動いていける団員数の確保というものを、今後も検討していただきたいというふうに感じておりますし、消防団の、改めて消防団というものの意義であったり、必要性というものを、村民の皆さん方にも再確認をしていただくようなことも必要ではないかなというふうにも感じております。

続いてはですね、今の団員の減少と関わる質問となりますが、高機能積載車整備についてでございます。

本年度、総務省より高機能積載車が全国に4台配備されるというふうにお聞きしております。そのうち1台がこの喬木村に配備をされるというようなことでお伺いをしております。これにつきましては、主に災害時の人命救助に必要な資機材が装備されておるということでございます。

今は防災から減災へということで、災害を防ぐということよりも、むしろ起きた災害の被害を最小限に食い止めていく、そういった行動認識は変わってきておるわけですが、そういった意味では、これら資機材は、災害現場において迅速に救助にあたるためにも必要な装備ではないかと考えております。

今回、高機能積載車の配備先は、機能別役場班ということでお聞きをしております。平日であれば、どこの班よりも早急な対応ができるという意味では、妥当だと考えておりますが、ひとたび災害が起きた場合に、職員の皆さんの担当業務への配慮等も懸念されるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、大規模災害が発生した場合、喬木村でも複数の箇所で被害が発生すると考えられます。そういった場合に、同じような装備がほかにも必要ではないかというふうに感じております。団員数が減る中、資機材の整備というものは、団員の役割を補完する上でも、有効な手立てになるのではないかというふうに感じております。

今後、村の積載車については、順次軽自動車に移行していくということは決定をしておるわけですが、そうなった場合に、それら資機材を積載することは困難であるわけであります。

先ほど、村長からも、分団統合といったようなお話がございましたが、村民の命を守り、被害を最小限に食い止める上でも、この資機材の整備というものも考えていく必要があるのではないかと感じておりますが、そこでお伺いいたします。

村として、今後、既存の積載車に同等の資機材の配備が必要とお考えかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 喬木村としましては、毎年毎年ぜひ配備をとということで要望してまいりました高機能積載車が、ついに喬木村に、今年は4台の枠ということでしたが、配備が決定をしまして、大変うれしく思っているところであります。

今回、総務省消防庁より無期限貸与を受けます、救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車と同等の積載資機材を、現在の積載車に配備する考えはあるかというお尋ねかと思っておりますが、当村の積載車・機関の配備につきましては、操作する消防団員の減少や、山間地での活動において、機動性に優れることを考慮して、基本的には軽車両による積載車に順次切り替えていくという方針を出したところでございます。

各分団に1台は普通積載車を残す予定ではございますが、先ほどのご質問のとおり、積載車に乗って資機材を現場で操作する班員が、じゃあ確保できるのかというような問題もございまして、直ちに現状すべての積載車に配備するということは、想定しづらいところでございます。

しかしながら、今回配備されます予定の資機材は、東日本の大震災以降、大規模災害への対応も含め、消防団装備の充実が図られる中で、総務省消防庁の消防団の装備基準を改正の上、必要とされている装備であることから、まずは貸与を受けた車両搭載の資機材を活用しながら、その効果を確認していきたいなあというふうに思っております。

もちろん、お借りをしております新しい資機材につきましては、役場の機能別消防団員はもちろんのこと、各班の主力のメンバーにも操作研修をしていただきまして、どなたにでも活用できるような格好で、有効活用していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

その上で、さらに必要であるということが認められた場合につきましては、各分団単位でなかなか搭載というのは難しいので、災害に依りまして持ち出せるように、各詰所への装備等を検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 東日本大震災等でも、こういった資機材が有効に使われたというふうにもお聞きしております。今まで人力でやっておったところが、この資機材があることによって、少人数でもできるというようなお話も聞いておりますので、配備されたものを使っていく中で、必要性も含めて検討をしていただければというふうなことを思っております。

3つ目になりますが、こちらも災害について、災害ボランティア受入態勢についてということになりますが、いよいよ役場庁舎向かいに多機能型施設の建設が始まりました。今年度の完成するというふうにお聞きをしております。

この施設は、総合型スポーツクラブの拠点施設であったり、介護予防の拠点施設等、さまざまな活動の拠点として利用されるというふうに伺っておりますが、そんな中で、大規模災害時の物資の保管場所やボランティア活動の拠点施設としてもお考えいただいているというふうにお聞きをしております。

先ほどから述べさせていただいておりますとおり、この喬木村においても、いつ大規模災害が発生するかわかりません。昨今発生している大規模震災やまた風水害の際

には、被災地には、その直後から大勢のボランティアの皆様方が駆けつけていただいています。大変有り難いことではある一方、その対応については、各自治体が苦慮をされているということをお聞きをしております。

災害時には、当然、役場職員の皆さんも、それぞれの担当業務への対応に追われることが想定されます。そんな中で、ボランティアの皆さんの派遣の割り振り等、円滑に行われることが、その後の復旧・復興の早さを左右する重要な仕事であるのではないかと考えております。

受入態勢だけでなく、各自治体、自主防災組織、消防団、赤十字奉仕団等、村内の各団体との連携も想定する中で、準備をしていく必要があるのではないかとこのように考えておりますが、そこでお伺いをいたします。

多機能型施設を拠点とされる災害時ボランティアの受入対応について、村としてどのような形でこの対応をお考えをされておられるのか、お聞きさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 旧農協喬木支所跡地に建設を進めております多機能型施設につきましては、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターとしての受付機能や資機材保管場所としての活用を想定をしております。

災害時のボランティア受け入れ等につきましては、喬木村地域防災計画におきまして、総務課等により構成される総務部と連携を取りながら、喬木村社会福祉協議会による社協部により担っていただくこととなっております。

喬木村社会福祉協議会におきましては、昨年1月17日に福祉センターで開催をいたしました災害対応学習会におきまして、社協職員で役割分担を行いながら、来場者をボランティア役としたボランティアセンターの立ち上げ訓練を行っていただきました。

この訓練では、災害時に被災者が必要とするニーズと、訪れたボランティアに何が出来るかをマッチングさせるといった、現実の受け入れ場面に即した内容で行ったところでございます。

社協では、近隣町村の取り組み等を参考に、今年度も訓練を行いたいとお聞きをしておりますけれども、多機能型施設完成後は、実際の施設で訓練を重ねることができ、課題を、その中で課題を洗い出し、万が一の災害発生時には、スムーズに災害ボランティアセンターが運営できるように備えてまいりたいと思っております。

ご質問にございました自治会、あるいは自主防災組織、消防団、日赤奉仕団との連携は、非常に重要なものだというふうに考えております。特に被災直後につきましては、自らの力で自らが生き抜くための努力をしなければいけないということになりますので、これら村内の自治組織については、ほんとに重要な役割を担っていただかなきゃいけないというふうに思っております。初期の避難所の開設、炊き出し等々について、大変お世話になるかというふうに思っております。

その後、状況は安定してまいりましたところで、これら組織から被災者のニーズの掘り起こしにご協力をいただきまして、これをぜひボランティアセンターの方につないでいきたいと、いただきたいと思っております。

基本的に、被災者とボランティアとのマッチングは、このボランティアセンターの職員、社協部と総務部が担って対応させていただくということで、住民の皆様、地域自治組織、そして行政、社会福祉協議会の連携によりまして、一刻も早く住民の皆様の安全な生活を取り戻せるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ありがとうございます。

いずれにしても、やはり災害に強いというか、起こった後が大事になろうかと思いますが、そういったそのしっかり対応ができている村というものは、一つの魅力になっていくのではないかなというふうに感じておりますので、今後も村の防災訓練等も含めた中で、共に訓練ができるような形になれば有り難いなというふうに感じております。

それでは、二つ目の質問に移らさせていただきます。

二つ目は、保育所あり方検討委員会についてでございます。

先日、議員研修会において、保育所あり方検討委員会を設置し、今後の保育に関する課題の解消に努めながら、保育園のあり方を総合的に検討していく趣旨の説明がございました。

説明では、子ども・子育て支援法新制度施行後から、標準時間保育、短時間保育等の区分の中で、保育時間が長時間になっているというふうにお聞きをしております。それに加えて、0歳児保育の増加や、特別支援の必要な児童の増加などによりまして、保育士不足といわれている中で、その確保が困難な状況が続いているということでございます。

また、園舎につきましても、3園ともに築40年を越え、平成16年には耐震改修



がなされたとはいえ、雨漏りやシロアリ等の被害もあり、老朽化は深刻であるということでございました。

駐車場につきましても、いずれの園も大変狭く、路上駐車等による園児の安全性の問題であったり、また、一般通行者への対応等も必要であるということは、以前からも言われてきておりました。

大切な子どもたちを守る園舎や、また、その周辺環境の整備というものは、重要な課題であると感じております。

そこでお尋ねをいたします。

この保育所あり方検討委員会、前段では喬木村保育所運営審議会というもので検討をされておったとお聞きしておりますが、その設置に至る経緯、また、現状について、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 今後の喬木村の保育の状況について、どのような方策を立てたらいいのかということで、私の方から、あり方検討会という組織を立ち上げまして、諮問をさせていただいております。

保育所あり方検討委員会の設置と経緯と現状について、お話をさせていただきたいと思いますが、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行されまして、標準時間保育と短時間保育の認定区分が明確化されております。

現在、割合で申しますと、標準時間保育の子どもが約4割となっております。

保育士につきましましては、今年度2名の正規職員を採用いたしました。保育士不足は喫緊の課題となっております。今後も増えるであろう未満児保育の対応については、嘱託職員、臨時職員の募集を含め、対応しなければならないと考えております。

施設の老朽化、駐車場の狭さについては、ご指摘のとおりでございまして、当時、園舎を建てたときには理想であったであろう建物も、通園形態の変化ですとか、社会情勢の変化によりまして、そのあと未満児を受け入れなければいけないとか、いろいろな問題がございまして、もう敷地の狭さというのは、もうどうしようもない問題にきているのかなというふうに思っております。

さらに、さまざまな社会情勢の中で、子どもたちへの安心、安全な確保、場所の確保、それから保育について、先を見据えた判断をしていかなければいけない時期に入ったのかなというふうにも思っているところであります。

昨年度、喬木村保育所運営審議会に対しまして、保育所の統合について、検討してよいかという諮問をさせていただきまして、保育に関する課題解消のために、また、安全、安心な保育環境を整えるために、総合的に村のあり方を話し合う組織を立ち上げまして、早急に検討を始めるようにという答申をいただいたところでございます。

課題解消が困難な場合には、保育園の統合も含めた保育所のあり方を総合的に検討するように、付帯意見書もいただいている中で、今年度、保育所あり方検討委員会を設置をいたしまして、検討を始めるという運びになっております。

いずれにしましても、保育のあり方、今は保育所、それから幼稚園を含めた認定こども園制度に移行するというような時期もございます。保育の頃から教育も必要だという議論もございます。保護者の多様な働き方を確保するために、未満児の受け入れもしっかりするということのような方針も出されている中で、現状の喬木村の保育体制ではなかなか実現が困難になってきたという現状を踏まえた上で、これからあるべき喬木村の保育の姿について、検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） さまざまな問題、課題等があることも承知しておりますし、またその検討が早急に必要ではないかというふうに考えております。

そこで、この保育園、保育所あり方検討委員会ですね、そこでの結論といいますか、今後のスケジュールというか、予定といったものは、今どのような想定をされているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 保育所あり方検討委員会の今後の審議スケジュール、結論はいつ頃までに出すのか、というご質問をいただきました。

まずは、委員構成につきましては、地区の代表者といたしまして、村内8区の区長、それから3園の保護者会長、民生児童委員、教育委員、村議会議員、村民代表者、役場事務担当者として、できるだけ幅広い方々からご意見を頂戴したいなというふうに思っております。

今後の審議スケジュール、それから結論につきましては、先に申しましたとおり、当村の保育全般にわたる課題をお示しする中で、先進地への視察等も計画をいたしながら、今年度中には、保育所のあり方について総合的に判断をして、方向付けをして

いかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ありがとうございます。

大切な子どもたちを守るという意味では、ほんとに喫緊、早急な対応が必要であるかと思えます。安心して預けやすい保育所があるということも、これもまた喬木村の魅力につながるのではないかなというふうに感じております。

先ほど、小池議員からもご質問がありましたリニア開通等によりまして、各市町村からの企業が、喬木村へ移転をしたいというようなお話も伺っておる中で、そういった中で、統合ありきではありませんが、そういったなる場合の何と申しましょうか、用地の取得等も、これも早めに検討していく必要があるのではないかなというふうにも考えております。どちらにつきましても、早急な対応が必要であるというふうに感じておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

私の質問は以上となります。

今回初めてでありました。初議会ということで緊張しております。なぜ私がこの場にいるかというものを、いつもしっかりと持ちながら、この喬木村のために少しでも役立てればというふうに思っております。そんな中で一つ、私の公約の中では、若者未来塾を立ち上げるということで、お話をさせていただいております。早速この7月18日に第1回目の勉強会をさせていただきたいと思っております。そういったものを通じて、先程来出てる議会を目指す人間がないというようなことですが、私の役目は、やはりこの若い世代を、この村政の場、また議会に関心を持っていただく、引っ張り込んでいくというのが、私の役目だと思っておりますので、そういったことの中で、次にこういった議員の場を目指す意欲を持てる若者を、何人もそこから育てていってもらえたら有り難いなというふうにも感じておりますので、今後ともまたご指導いただきますようによろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下岡幸文） 以上で佐藤文彦議員の質問は終わりました。

---

◇ 通告9番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告9番、後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人でございます。

今回、村民の生活の安心、安全の面から、村内に防犯カメラの増設を願う質問を行

います。

防犯カメラは、犯罪や事故が発生したとき、そんなときの捜査、捜索に多く利用されますが、私が最も防犯カメラに期待することは、犯罪の抑止力としてのカメラの存在です。

まず、はじめに、現在、村内にある防犯カメラの設置状況を知りたいと思いますので、その設置場所とその数をお聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） ただいまご質問をいただきました、村内に犯罪行為を抑止、あるいはその際の証拠を撮影するためのいわゆる防犯カメラについてなんですけれども、上平トンネルの出入り口に2箇所、それぞれ内側と外側に向けて合計4台、あと学遊館に1台、交流センターの屋外に1台、また、ゴミの不法投棄監視用に1台設置をしております。

○議長（下岡幸文） 後藤章人君。

○8番（後藤章人） 私が知っているよりも数多くの、何箇所にも防犯カメラというものは設置されているんだなということを、いま感じました。

上平トンネルのカメラにつきまして、以前に、不審者が出たという事例があったために設置されたと聞いておりますが、今までに村内で防犯カメラの映像を確認しなければならぬような事態というものがあったのでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） 平成28年の1月12日になりますけれども、上平地区におきまして、児童に対する不審行為の疑いのある事案が、学校を通じて教育委員会に寄せられたことがございました。

その事案自体は、不審な車両が児童の付近を何度も通過したことによりまして、児童が恐怖心を抱いたということでありまして、直接的に被害を加えられたというようなことには至りませんでしたけれども、既に設置をしてありました上平トンネルの防犯カメラの画像について、警察の要請に基づきまして開示した経緯はございます。

また、ゴミの不法投棄監視用のカメラにつきましては、不法投棄事案が発生した場所に一定期間設置をするものでありまして、一定期間経過後は回収をし、映像を確認をしております。

○議長（下岡幸文） 後藤章人君。

○8番（後藤章人） テレビなどでよく見ることですけれども、事件・事故が起きたときなど、そんなとき防犯カメラの画像を解析して、その画像が映し出されております。

今も、今の答弁の中にも、上平ではそんな事例があったとお聞きしましたが、その映し出される画像は、いつ見てもあまり決してはっきりした画像だなあとは言えないと思って見ております。

先ほどの答弁で設置場所として名前が出ました交流センターにしろ、また上平トンネルのカメラ、そして交流センター、それから学遊館等々、それらのそこら辺、それらの設置されているカメラの性能というものはどんなものなののでしょうか。そして、正常に機能しているのでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） それぞれ設置したカメラにつきましては、目的によりまして仕様も異なるので、一概には申し上げられないところはございますが、一例としまして、上平トンネルのカメラについて申し上げますと、先ほどお話をしました不審者事案が発生した際に、実際の画像を確認いたしました。不審車両の車種については、判別ができる状態ではありましたが、ナンバーまでは少し読み取りが難しかったために、その後、現在では、高解像度の映像も併せて記録するような仕様になっておりまして、ナンバーも確認することができております。なので、防犯カメラとしての性能については、現在問題ないというふうに感じておりますし、その他のカメラにつきましても必要な性能を有していると、そのように認識をしております。

○議長（下岡幸文） 後藤章人君。

○8番（後藤章人） よくわかりました。

車種の判別ができて、ナンバーは無理だったということですが、動いているものですから、そんなこともあるのかなあと思って今お聞きしてまいりました。

当村では、今までその防犯カメラの画像の確認をしなければならないような事態は、起きてはいないとは言いきれませんが、それに近いものであると解釈いたしました。

そのカメラも正常であり、機能しているということ、これは幸いなことではあります。しかし、事件・事故というものは、いつどこで、またどのような形で起こるのか、予測は不可能でございます。

私は4月以降、新入学を迎えた児童・生徒を持つ親御さん、複数の親御さんに、子

どもの登下校で心配なことは何か、を聞いて回りました。

その結果、一番多かったのは、交通事故の心配でございます。次いで、不審者に関する心配のことでした。

先ほどの答弁にもありましたが、幸いにも当村では、親が心配している内容、特に不審者の件では、大きな事故は、事件は起きていませんが、このような問題は、先ほども申しました、いつどこで起きても不思議でなくなってしまう感があるのが、現在の日本の状況でございます。

読んで字の如く、防犯、犯罪を防ぐ、抑止力の一つとして、防犯カメラの増設を願うものです。しかし、防犯カメラ1基の値段は、15万円から30万円弱と、かなり高価なものでございます。一気に必要と思われる場所すべてに設置は無理かと思えます。

そこで、仮にふるさと納税の平成28年度を参考にしてみますと、パソコン・タブレットを除いた寄付金額は約2億1,800万円、そのうち返礼品のお金、返礼品に使うお金、それから手数料などを引いて残ったお金、使える部分がどのくらいか、半分が使えるお金としたら、使えるお金は約1億円。その金額の1億円の1%を、防犯カメラの増設に回していただくとすると、100万円。この金額を毎年使うとして、複数年かけて計画的に、村内防犯上必要と思われる場所、通学路とかその脇道、それから親や子が多く集まる公園、またその周辺、そこに使ってみたらいかかかと、そんなふうに思うわけでございます。1年で約3基の設置が可能となるのではないのでしょうか。

昔は、村内でも、畑、田んぼ、商店などで、日常的にあちこちに人の目がありました。それが今では、時代の流れというのか、抑止力としての人の目を頼ることができません。子どもたちばかりでなく、高齢者化社会に向かい、これから先の私たちを含めた高齢者の安心、安全のため、抑止力としての増設を切に願うところであります。

ふるさと納税に絡めたこの今の質問、ふるさと納税に絡めた部分については、通告してありませんので、省いていただいても構いませんが、増設に対する村の考えをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 防犯カメラの設置に関する議会からのご質問につきましては、平成27年に中森議員、あるいは12月に横前議員と、過去何度かご質問をいただいたとこ

るでございますけれども、増設の必要性に関しましては、基本的には、過去のご質問にご答弁をした内容と同じ方針で考えておりまして、その必要性を充分見極める中で、必要であれば、設置の検討をしていきたいという考えでおります。

防犯カメラの設置目的と効果につきましては、一般的には、監視していることを示すことで、心理的に犯罪を抑制する効果と、それから記録を取ることにによりまして、犯罪発生時の早期解決につながる効果があるというふうにいわれております。実際に抑止効果がどれくらいあるのかというと、ある程度の効果はあるものの、100%防ぐ効果があるとはいえない状況であります。どちらかといえば、万が一の時に、早期解決を図ることで、再犯を防止する効果は非常に高いというふうに考えているところであります。

以上のことから、実際に犯罪の多い場所では、設置することによる効果が高いというふうに考えておりますけれども、防犯カメラは、安心を提供する一方で、片方ではプライバシーに対する不安もつきまとうということもございます。

喬木村の状況についてお話をさせていただきますと、犯罪認知件数が、平成28年は年間12件ということでございまして、ここ3年の間に半減をいたしました。非常に犯罪と申しますか、犯罪が減ってきておりまして、村としては有り難いなというふうに思っておりますが、このような状況下で、村のどこへ行っても防犯カメラに監視されているような感じを受けるのが、どうなのかなという思いも、私の中のどこかにあります。

近隣の町村の方にも、現在の状況についてお聞きをしましたがけれども、ゴミの不法投棄の監視用ですとか、庁舎や学校施設に設置する例はありますが、道路や公園等には設置をしてないということのようでございます。

しかし、先ほど議員のおっしゃられたとおり、やみくもにこう反対するわけではなくて、このように悪質な犯罪が増えている中では、防犯カメラというものも、もうそろそろ考えなければいけない時期が来たのかなという気もしております。

例えば、昨年秋に、農協前の交流センターのところに設置した防犯カメラについては、屋外のトイレを監視するようにカメラの目を向けております。といいますのは、このトイレでは、ゴミの投棄というのは前から目立っていたんですが、トイレ以外の目的でこの建物を使用したり、あるいはトイレトペーパーのいたずら等が頻繁に起こっているということがございました。そこに加えまして、そのトイレトペーパーに火を付けるような、もう放火に近いような事案も発生するに至りまして、これは設

置をせざるを得ないということで、設置をさせていただいております。

同様に、子どもたちの集う場であります学遊館につきましても、防犯カメラを外トイレに向けて設置をさせていただいておりますが、あちらも、子どもの集う場ではあるんですが、朝行ってみると、トイレが非常に汚く汚されていたり、たばこの吸い殻等が散乱しているような状況下で、子どもの施設にとってはふさわしい環境ではないのだということで、防犯カメラを設置してきたような経過もございます。

このように、設置場所や犯罪状況の発生の状況などを総合的に勘案しながら、その必要性を充分見極める中で、必要であればこれからも設置の検討はしていかなきゃいけないなというふうに思っております。

また、ふるさと納税の活用について、ご質問をいただきました。

ふるさと納税をこういうふうに活用したらというご提案は、実はいっぱいいただいております。集めたお金の何倍も使わせていただけると有り難いなというふうに思っているところがございますけれども、いずれにしても、全国から喬木村に寄せられた、期待に応えられるような使い方をしっかりと考えていきまして、全国の皆様にはお返しをしたいなというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 後藤章人君。

○8番（後藤章人） 確かに今の村長の答弁に、一番その中で印象といいますか、心に、「ああそうか」と思うのは、諸刃の剣といいますか、監視すると同時に、自分も監視されてしまうということも、確かにそれはあるような気がいたします。

喬木村はですね、ICTを活用した教育面において、事業で、教育面において、都会の教育と遜色ない教育を目指しております。村の外から見て、教育面において、教育面での安心とともに、どうか子どもの身の安心、安全というもの、それから親の安心、安全の願いというものを叶えてほしいというふうに願うものでございます。

これから季節は、秋から冬に向かい、日が段々短くなってまいります。これは当然毎年繰り返されることでございます。児童・生徒の登下校時、時刻によってはかなり暗い中を子どもたちは歩くこととなります。親が安心して子どもを送り出し、子どもも安全に帰ってくるという姿、これも安心して子育てできる子育て支援の一つであると私は考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問を終わりました。



◇ 通告10番 中森 高茂 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告10番、中森高茂君。

○7番（中森高茂） 議席番号7番、中森高茂でございます。

今回は、国民健康保険関連の質問を4つ、あと教育関係におきましては校務支援システム、質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。

国民健康保険の賦課方式の変更について、お尋ねいたします。

議会、今議会初日、村長あいさつの中で、平成30年度からの国保運営の県への一元化により、村は県へ負担金を納める形に制度変更されるとの説明がございました。

また、喬木村の従来の保険料徴収額が軽減されることはありませんが、高額医療費による急激な財務状況の悪化は回避できるようになると、見込みとのことでした。

この件につきましては、今まで私の一般質問や国保運営協議会でも、共通の認識として討論してきたところでございます。

この一元化で、県では、国の課税基準割合、応能割、応益割、それぞれ50%の4方式から、応能割のうち資産割を除いた、廃止し、3方式で算定基準を、算定式を基準するようにとの考え方から、喬木村でも、今年度を含めて2年間かけて資産割を廃止するということが、国保運営協議会の答申結果を受け、本議会初日の即決議案、議案第37号として、全会一致をもって承認されました。

この議決により、今後、税額算定方式の変更により、影響が予想される方々への丁寧でわかりやすい説明が必要であると考えますので、その資産割廃止の背景と、今後の説明の方法やスケジュールを、私、社会文教常任委員長の立場として、あえてお聞きしたいと思います。答弁願います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 国民健康保険の運営につきましては、平成30年度に長野県で一本化されまして、広域化されることとなっております。

そのために、県では、平成30年度の広域化に向けて、各自治体が県へ納める納付金の試算を行っているところでありますが、その試算を行う中で、資産割を除いた3方式を、標準算定方式として採用をしております。

県が3方式を採用した背景には、全国的には3方式を採用している市町村が近年増えてきていることが、大きな要因であるというふうにお聞きをしております。県内に

おきましても、長野市や松本市などは既に3方式を採用しております。

また、近年、資産割は、固定資産税との重複課税の指摘があることや、所得のない方にも資産割は賦課されるために、所得の少ない層への負担ともなっておりまして、後期高齢者医療制度では当初より3方式としているなどの状況も、県が3方式を採用した理由ではないかというふうに思っております。

村内の状況を見ましても、一人暮らしの方、あるいは高齢者のみ世帯がどんどん増えていく中で、資産としての固定資産はお持ちなんだけれども、収入としては年金だけだという方は、かなりいらっしゃると思われまして。そういう方々が、資産に応じてこう国保料を課せられるということになりますと、固定資産税に加えて国保も、土地を持つことはできないのかというようなご懸念も抱かれてしまうということもございます。

ということで、村としましては、これから2年間をかけまして、この資産割部分については廃止をしていこうと決定をさせていただいたわけでありまして。

県で採用しております3方式を、必ずしも各自治体の保険料算定に用いなければならないということとはございませんけれども、できるだけ喬木村としましては、早めに標準算定方式に近づけることによりまして、将来的にご負担に激変が生じないように備えていきたいというふうに考えているところであります。

このような背景によりまして、平成29年度の資産割の税率を、従来の2分の1としまして、平成30年度で廃止するという方針を、5月に行いました国保運営協議会に提案をして、原案どおりに答申をいただきました。

今後、平成30年度については、この議会の方でまた議決をいただかなければいけないということになりますので、都度都度、議会へお計らいをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

税率の改正につきましては、情報誌をはじめとしまして、いちごチャンネル等各媒体を用い、被保険者の方々へ周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、納税通知書には、計算の結果等が記載されておりますので、税額等をぜひご確認をいただきまして、ご不明な点があれば、丁寧に問い合わせに対応してまいりたいと思っております。

村の基本方針としては、平成29年度は、国保税の値上げは行わないということで決定をさせていただきました。

ただし、この資産割を順次廃止していく中で、一軒一軒のご家庭には、増えるご家

庭もあつたり、減るご家庭もあつたりということは、ご承知をしていただかなければいけない部分でありますし、ここの部分につきましては、村民の皆様に対しまして、役場としても丁寧に説明をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の村長の答弁により、丁寧にこれからも説明をされるということで、非常に安心したところでございます。

先ほど、村長が申される中で、やはり資産を貸与する所得を得ている国保加入者、不動産所得等においては、所得割での課税がされるということで、それをされてない所得のない方々、年金暮らしの方々には大きな負担であったため、この資産割廃止には、私も賛同の立場でございます。

次に、国民健康保険税の一元化、広域化による喬木村及び加入者への影響について、お尋ねいたします。

国保財政運営の主体が、各市町村から県へ移管されることにより、保険料を低く設定してきた町村においては、大幅な引き上げをせざるを得ない状況に追い込まれることが予想されますが、その状況を想定した中で、国保運営協議会の答申を受け、税率を上方修正してきた当村への影響は、最小限に抑えられることと推測されます。

今後の当村並びに加入者への影響を、村はどのように分析しているかということをお聞かせください。

この質問につきましても、今回、社会文教常任委員長あるいは国保運営協議会の委員長の立場の中であえてお聞きいたします。答弁願います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えさせていただきます。

広域化による村及び加入者への影響は、というご質問についてでございますけれども、現在村では、納付金の試算を行っているところであります。しかしながら、試算に用いている基礎データが、過去のものであったり、公費が含まれていないなど、試算の精度はまだ高くなく、あくまでも参考程度であるということになります。

現在公表されている数値は、その試算に基づくものでしかないので、比較を行いますと、喬木村が納めるべき納付金の額は、現在の保険料総額と比べ、さほど変わらないものとなっております。

ただし、毎年の医療費水準や所得水準に応じた金額を県に納める仕組みとなっておりますので、従来どおり、重症化予防に努めてまいりたいと考えております。

遅くとも来年の初めには、精度の高い数字が出てくると思われまますので、情報収集に努めながら、準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 中森高茂君。

○7番（中森高茂） ただいま飯ヶ濱保健福祉課長のお答えにございましたが、来年の初めにはある程度正確なものがかめるといふことでございますので、それで負担増のないような形でなればいいのかなあといふふうにおもうところでございます。

今後の不安要因としましては、バイトの方々の社会保険加入の条件が緩和された中で、国保加入者が現在25%であります、今後さらに減少し、かかった医療費を加入者が相応に負担するといふこのシステム料、バイト労働者に軽減措置対応者が多い所得層といふふうにお分析されまして、所得の多い加入者への負担増がますます増えてくるのかなあといふような推測もされるところでございます。その辺を注視していかなければならないなあといふふうにお考えのところでございます。

続きまして、3番目の質問になります。

喬木村国民健康保険経理状況から財政調達基金への歳出について、お伺いいたします。

平成28年度国保経理状況により、3,000万円の財政調整基金の積み立てが見込まれることが、見込まれますが、これは平成24年度以来、基金保有が1千円という異常な状況に終止符が打たれることとなります。当村規模では、1億7,000万円の積み立てが、国保安定運営に欠かせないといふふうにおいわれております。そんな状況下でも、小さな一歩ではありますが、大きな前進でもあると思われまます。

やはり今までの保健福祉課の特定健診あるいは特定保健指導への取り組みや、それらのたゆまぬ努力が実を結びつつあるのかなあといふふうにお感じのところでございますが、気を緩めることなく、共に歩んでまいり所存でございます。

いま述べたことは、あくまでも私の考えであります、このような背景を、村ではどのように考えているのか。また、今後の取り組みについてもお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えいたします。

議員ご質問の平成28年度の基金3,000万円の積み立てにつきましては、税率改正による収入の確保と、医療費が当初の見込みより伸びなかったことなどによりまして、歳出が抑制できたことによるものになります。

平成30年度からの広域化によりまして、必要な医療費全額が県から支払われることになりまして、財政運営は、従来と比べ大きく安定しますけれども、今後の医療費の伸びに対応した弾力的な運営ができるように、基金を積むこととしました。

今回の基金積み立ての背景の一つとしましては、議員の言われましたとおり、平成20年度から始まりました特定健診において、近年6年間、受診率が70%台を維持し、長野県内第1位となっており、また、受診者の皆様が結果説明会への参加や保健指導によりまして、生活習慣の改善、早期の医療受診に努めていただいた、そういったことが、皆様のご協力によりまして、それらの成果というふうに考えております。

健診を未受診、健診を受けられない方の中に、高額医療を必要とする疾患になる方がいることから、引き続き未受診者の方への働きかけを行い、重症化予防に努めてまいります。

今後の村の取り組みとしましては、国保の特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者を対象としました減量プログラムなど、具体的な改善に向けての新たな取り組みも始めております。

また、各種がん検診の受診勧奨、健康づくりの意識付けの取り組みにも力を入れております。

被保険者の皆様には、村の取り組みにご理解、ご協力をいただくとともに、今後も健診を受けていただき、生活習慣の見直しや早期の治療の開始、また治療の継続をお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今お話があったように、村はいろんなプログラムを組む中で対応を考えていたということですが、ほんとは優しい保健福祉課長も、特定健診や特定保健指導などを受けられない方々に、受けていただけるように厳しく接してきたことも、この状況が続き、基金積み立てが見込まれば、今後、多くの方々にその取り組みが理解いただけるものというふうに思うところでございます。

4番目の質問に移らせていただきます。

村独自の国保新事業として実施された2事業の利用状況について、お尋ねいたします。

国保新事業の歯科健診事業が本年2月より運用され、健康ポイント事業が本年4月より運用されましたが、これらは国保加入者に対して周知が進んでいないように思われます。

その目的は非常によいものであり、国保加入者に多く利用いただけるように、今後どのように伝えていくか。考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えいたします。

はじめに、国の動向からご説明させていただきます。

平成28年度より、努力をしている国保の医療保険者に対して支援金を交付する保険者努力支援制度が創設されました。

議員の言われるこの2つの事業は、保険者努力支援制度の評価指標の一つとなっておりまして、達成状況に応じて加点が得られ、交付金が配分される仕組みとなっております。今後、健康ポイント事業が該当する個人の動機付けというインセンティブというものが、加点が高くなるということが予想されております。

このような流れを受けまして、村では、平成28年度末よりこれらの取り組みを始めました。

それでは、2つの事業の現状と今後の取り組みについて、ご説明いたします。

まず、歯科健診事業についてですけれども、年度末年齢40歳以上の国保の皆様を対象とし、自己負担1,000円で歯科健診を受けていただくことができる事業となります。

平成28年度につきましては、実施期間が1カ月と短かったこともありまして、12名の申請がありましたけれども、当初想定したよりも少ない結果となりました。

続いて、健康ポイント事業ですが、20歳以上の国保の皆様を対象とし、健康増進の取り組みによりポイントを貯めていただき、特典に交換していただくことができる事業となります。

一部の方ではありますけれども、実際に取り組みを始めたとお話をお伺いしており、先日行いました乳がん検診におきましても、ポイントカードをご持参いただいた方もございました。

また、運動の取り組み、血圧の記録をご持参いただき、ポイントを付与させていただいております。

しかし、制度についての説明が不十分であるというご意見もいただいております、周知と併せた被保険者の方へのより詳しい説明が必要と考えております。

現在の具体的な取り組みとしましては、6月より始まっておりますがん検診において、通知発送時のPR、いちごチャンネル番組作成、受診時の個別説明を実施しております。

今後、情報誌等による周知も行いながら、被保険者の皆様と個別に関わりを持つ中で、事業の目的をご理解いただき、多くの方にご利用いただくよう進めてまいります。

○議長（下岡幸文） 中森高茂君。

○7番（中森高茂） ただいまお話にありました中で、やはりこの保険者努力支援制度の評価基準というものを充分把握した中で、この2つの事業が実施されたわけですが、これ2つにこだわることなく、今後いろんな施策を、喬木村独自の施策としてまた考えていければいいのかな。また、それに共になって考えていければいいのかなあというふうに考えていることでございます。

また、多機能型の施設の建設により、この国保新事業の中で総合型スポーツクラブとの連携をさらに進め、健康推進が図られますことについて、さらなる提案ができればということを考えますし、最終的には対費用効果についても、今後見ていかなければいけないなあというふうに考えておるところでございます。

まず、これをもちまして、国保の問題につきましては、質問を終わらせていただきまして、次に5番目の質問でございます。

統一した校務支援システムの開発、導入もしくは共同調達が、校務事務効率化のために、村内小中学校と養護学校にとっても重要と考えるということから、観点から質問をさせていただきます。

効率的な校務事務処理は、その結果として、教職員の児童・生徒との直接接する時間の増加や残業時間の減少など、教育活動の質の改善をもたらすと考えられます。

長野県内どの学校に赴任したとしても、また、管理職、教員、養護教諭、栄養教諭、栄養士、事務職員など、どの立場であったとしても、統一した業務支援システムが導入されれば、さらなる業務の軽減、効率化が図られると考えられます。しかし、県の共同システム開発には、コスト面での課題も多いため、共同調達も視野に取り組むことが重要だというふうに考えられます。

例えば校務の情報化により、文書データベース設置後、職員室のネットワーク上で教員間の文書が共有されれば、今年の文書を元に来年度以降の文書を作成することが

可能ですし、さまざまな基本文書を作成しておけば幅広く活用ができます。児童・生徒の情報蓄積は、生徒指導にも生かすことができますし、転記ミスが減少し、さらには転記作業が少なくなるなど、校務情報化のメリットは多くが推測できます。養護教諭は、一人一人のデータも多く、大きな成果が予想できますし、事務職員では、教員以上に業務の効率化が期待できます。

もちろん、これら導入には、セキュリティポリシーの策定やその周知も課題となりますが、ICT活用の教育を推進する当村での校務支援システムに対する今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 校務支援システムの共同開発・導入に対する今後の取り組みということですが、まず、校務支援システムについて、説明をさせていただきます。

学校におきまして、出席簿や名簿の管理、成績の管理をするような児童・生徒の情報管理システム、また、保健日誌や健康診断の結果などを管理する保健管理システム、学校日誌や時間割の管理、行事予定などを管理します校務管理システムなどがあります。

文部科学省の発表資料によりますと、ある自治体で校務支援システムを導入した結果、学校における各種調査の作成、指導要録や週案、通知表の作成、成績管理などの事務が大幅に効率化されまして、教頭先生一人当たり年間229.8時間、クラス担任の教員一人当たり年間224.1時間の業務が軽減されたという報告があります。

議員ご指摘のとおり、校務支援システムを導入することで、児童・生徒と向き合う時間の増加、教員の残業時間の減少につながる結果が出ております。

今までの村の取り組みですけれども、昨年度、村内の小中学校におきまして、校務の校務事務の現状を把握し、システムによって事務量がどれぐらい軽減されるのか、また、システム導入の経費につきまして、調査をさせていただいております。

事務量の軽減につきましては、特に成績管理を多く行います中学校において効果が見込まれます。

また、システム導入経費につきましては、1,000万円以上するという試算もありますので、導入の費用対効果について、今後も検証していきたいと思っております。

今年5月11日ですけれども、長野県の原山教育長さんが来村されまして、村内の



教育現場を視察されております。その際の懇談の中で、喬木村の原教育長より、喬木村からの要望としまして、県で統一した校務支援システムの開発・導入について、提案をさせていただいております。

県内を異動される学校の先生方でありますので、市町村単位で異なったシステムを導入しても、移動先の学校の管理方法に合わせる必要が発生しますので、さらなる教諭の事務量の増加につながることで、それから県で統一したシステムを開発して導入することで、市町村単独での導入よりも経費が抑えられるのではないかと、といったことで提案をさせていただいております。

また、今月の26日に長野県教育委員会との懇談会がありますが、その際におきましても、県で統一した校務支援システムの開発・導入というものを、喬木村の提案事項として要望していきたいと考えております。

議員がおっしゃられましたとおり、システムの開発、開発をするということになりますと、県ではなかなか難しいかなということも考えられますので、共同調達というものも視野に入れまして、今後、村としても要望をしていきたいと考えております。

議員の皆様も、議会としてこの件を取り上げていただいて、働きかけをしていただけると有り難いと考えております。

○議長（下岡幸文） 中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今、教育委員会事務局長からお話がありました。今月26日に県教委との懇談があるということで、ぜひその席で言っていただくのと、やはり私たちも、喬木村議会から、北部ブロックの議案としてこの問題を取り上げ、北部5町村の共通課題として県へ提案していきたいと、いま現在取り組んでいるところでございます。

喬木村教育委員会でも、いま申し上げましたように、県教委との懇談にて、ぜひ共同開発あるいは調達といった問題について、話を詰めていただければ幸いです。共になって推進してまいりたいというふうに思うところでございます。

現在、先生方の置かれている状況は、私たちの子どもとして育った時代と様変わりしてまいりました。本来、教育者と保護者、生徒・児童の立場というものが、学校内においては対等でなく、人として対等しても、生徒・児童と先生の教える立場が対等であっては教育は成り立たないと、私は考えております。先生方が、児童・生徒、保護者に極度に気を使い、間違いを正したり、注意しづらい状況では、教育というものは成り立たないというふうに思うところでございます。本来、しつけなど家庭の教育を先生方に任せていけないと思うところでございますが、家庭教育、学校教育、地域での

教育すべてが連携して行われなければいけないのかなあというふうに考えるところでございます。

完全学校週5日制の導入時には、子どものゆとりが中心になって、どちらかというところ、先生のゆとり、あるいは先生の仕事の削減には、反故にされてきたなあというような印象を私は持っております。先生方の不祥事が報道されると、批判されておりますが、私たち議員は、それをどうなくすか、対策やなくなるための提案することも、私たち議員の仕事の一つだというふうに認識をしているところでございます。

校務支援システムの導入の最終目的は、先生方の負担を少なくするためではなく、多くの子どもたちと接する時間、つまりコミュニケーションを増やすことで、成長過程での適切なアドバイスやいじめ対応等々、学習以外の教育時間も増やせるということにあると思います。

このような考え方から、先に述べたように、議会、教育委員会が、立場は違いますが、共にこの導入に向けて知恵を絞り、この必要性をあらゆる角度から説明して、交渉してまいりたいというふうに考えております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で中森高茂議員の質問は終わりました。

---

◇ 通告11番 昼神 二三男 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告11番、昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 議席番号10番、昼神二三男でございます。

最後の質問者として、私は、男女共同参画計画の推進状況と申しますか、進捗状況について、質問いたします。

男女共同参画社会基本法は、平成11年の6月に公布、施行されました。翌年4月に、これらを含め、地方分権一括法が施行されたわけでございます。

これによりまして、それぞれの地方公共団体が、地域の実情に合った条件を生かしつつ、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟と国際化、あるいは情報通信の高度化、家族形態の多様化など、急速に進む時代の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを、積極果敢に推し進めることが求められております。

このためには、地域に住む女性や男性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会をつくっていくことが重要であり、その社会こそが、男女共同参画社会であるといわれております。

もとより、人は、誰もが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した人生を送る権利があります。また、社会の構成員として、等しく政策、方針、決定過程に参画し、その利益を享受するとともに、責任を担うことが必要であります。もっと平たく言えば、男女共同参画社会とは、男性であることや女性であることにかかわらず、人として対等に暮らしていける社会のことです。

男女共同参画社会基本法第2条に、「男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成すること」、このように定義されております。

この男女共同参画社会の形成についての基本理念としては、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調などの5項目があり、国はこの理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を、また、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を、また、国民は、職域、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に則り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならないと定められております。

理念や目標は、国や県、市町村のいずれのレベルにおいても共通であります。現実に向けての取り組みは、地域の風土や伝統、文化、地元の慣習、住民意識、経済状況などを把握し、また、住民の意見を反映した市町村独自の計画を策定することが必要であるとされております。

よって、第4次の長野県男女共同参画計画や、喬木村の第3次男女共同参画計画も、これに沿ったものであると理解しております。

国の目標設定として、平成15年の男女共同参画推進本部による、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるように期待すると、こういう目標が設定されております。

喬木村においても、第5次総合計画の基本計画によると、男女共同参画の推進で、主要な審議会、委員会等における女性委員の割合を、平成26年度の17%を、平成32年には30%とする目標値が示されております。

ここで質問です。

地域や組織によって、あるいは会の性質や役員の定数、改選時期などには違いがありますが、集計して比較する時点が難しいと思われませんが、基本計画による目標指数の女性委員の割合で、現状17%を算出したときの分母となる審議会・委員会の会員数について、その後に増減の変化があったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） 議員ご指摘の第5次総合計画基本計画に掲載しました目標指数については、村の第3次の男女共同参画計画の中で目標として掲げているものになります。

主な審議会・委員会などにつきましては、法律、政令または条例により設置されている審議会等という区分で、防災会議ですとか、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会など14の組織となります。また、地方自治法に基づく委員会等という区分で、教育委員会、選挙管理委員会等5組織になりまして、合わせて19の組織をいうものになります。

増減はということでありましたけれども、増減は、この計画の間ではございません。

○議長（下岡幸文） 昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 私は今まで、この17%の分母となるこの数というのは、地域における自治会だとか、あるいは区会委員も含まれているという、こういう認識でおりましたが、ただいまの答弁で、それじゃないよと、法律または法令あるいは条例によって設置されている審議会だとか、あるいは地方自治法に基づく委員会等、こういうものの集計ということで、トータル19組織ということで確認させていただきました。ありがとうございました。

次の質問でございますけれども、ただいまお話がありましたように、第5次総合計画は、策定後1年が経過しましたが、この男女共同参画計画の主要な審議会、委員会等における女性委員の割合は、平成26年度、現状値が17%でありましたが、この1年間で何か変化があったかどうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） 計画の指標17%につきましては、その直近のものということで、平成26年度のものになります。

割合の経過を申し上げますと、計画がスタートしました28年4月の現在の女性委

員の割合は17.2%、29年4月、直近になりますが、同様に17.2%ということでありまして、策定の時期、1年経ったということですが、同数となっております。

○議長（下岡幸文） 昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 1年経過したが、あまり変化がないということで、了解しました。

第5次総合計画における目標を達成するための役割分担で、地域や自治会、組織や団体で取り組む役割分担に、地区役員や各委員、組織役員へ女性役を設けて、担うべき役割を明確にして積極的に登用するとあります。

男女共同参画社会の参加ではなく、参画という言葉には、仲間に加わるだけではなく、物事の決定に至るまでの相談や議論の場に加わり、女性も男性も、主体的かつ平等に意思決定のできる社会をつくり出そうという姿勢が打ち出されております。

また、平成28年度に実施されました村民意識調査によりますと、地区での役割や活動に負担を感じて、負担を感じることはありますか、という設問に対しまして、女性の約70%強の回答者の皆さんが、負担を感じる、やや負担を感じると回答している現状において、女性役を設け、積極的な登用を働きかけても、果たして期待できる成果が得られるのか、疑問であります。これがむしろ、特定の家庭のあるいは特定の人に偏ってしまうことも心配されます。

ここで質問ですけれども、現在の主要な審議会・委員会等における女性委員の重複等の分析はできるのかどうか。もしできたとしたならば、お伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） 女性委員への登用についてのご質問になりますけれども、各審議会の委員等の委嘱の多くにつきましては、それぞれの団体からの推薦、または団体の当て職ということになっております。

推薦をする、推薦をお願いする際には、男性に限らず、女性の方も推薦をお願いしているわけではありますけれども、なかなか女性の方に声をかけると、今ご質問にもあったように、やっぱり負担が大きいということがありまして、なかなかいらっしやらないという現状があります。

それから、当て職の委嘱につきましては、女性の委嘱というのを考えますと、その女性だけの団体というのは限られてきますので、委員の委嘱については、やはり同じ団体への委嘱が多くなってきます。

そういう観点からしますと、いくつかの委員を、その同じ方が兼務しなければならない状況になっておりまして、その点は、議員がご指摘しているとおりの、女性、同じ方がいくつかの委員の方を兼務するというような状況となっております。

そのような観点から、その女性枠というものは特別設けるのは難しいわけですが、より多くの女性の方に参加を促進するために、公募という取り組みも行ってはおります。ただ、実際に公募される方は、男性、女性に限らず、非常に少ない状況となっております、なかなか難しい状況となっておりますのが現状でございます。

○議長（下岡幸文） 昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 先ほど意識調査の結果をちょっと報告しましたけれども、やはりそういう心配で、心配があるという現実、まざまざと感じております。

次に、これ隣接の飯田市の件でございますけれども、第5次飯田市の男女共同参画計画の平成28年度、昨年度の実施状況によりますと、市の各種審議会・委員会等における女性参画の状況について、報道がありました。委員1,976人中女性が532人で、割合は26.9%だそうです。が、前年の平成26・27年度の27.2%からわずかに減少したと、こういうことでございます。平成29年、今年度末には、目標の30%を掲げておるわけでございますけれども、昨年度末では26.9%ということで、基準としましては、平成23年度28.3%あったわけですが、これすらも下回っている状況で、29年度末の30%は、とても目標達成のためには至難の業であるということで、さらなる工夫が必要であると、こんなコメントが付いておりました。

また、長野県の関係では、長野県の審議会や委員会に占める女性の割合が、4月1日現在で44%、前年同期よりも0.5ポイント増えておりますが、平成32年度末の目標、女性の割合を50%に見直すという、こういう目標を掲げておりますけれども、達成は厳しい状況にあるとしております。

このように、県やあるいは隣接の飯田市においても、目標値達成は非常に厳しいと言われている中で、喬木村は、今後具体的にどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 村では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目的に、

第3次喬木村男女共同参画計画を平成25年に策定をいたしまして、各種委員における女性委員の占める割合を3割とする数値目標を、村としては初めて設定をさせていただきました。

先ほどお答えを申し上げましたとおり、現在の割合は約17%ということで、計画策定時が15%でしたので、わずかな上昇にとどまっており、それぞれの団体の都合もあり、なかなか難しい達成状況となっております。

ご質問の今後の具体的な取り組みにつきましては、直接的には、各団体委員等が改選を迎える際には、委員の選任にあたり、男女共同参画の視点からも、女性をぜひ積極的に登用するようお願いするしかないのかなというふうに思っているところです。

また、委員の割合を増やすために、男女共同参画を推進するためには、村全体では、男女共同参画の意義を共有することも大事だというふうに考えています。

村では、今年、第4次の男女共同参画の計画の策定を、推進委員の皆様の見解をお聞きしながら策定することとしておりまして、委員会の議論もしていただいて、総合計画に掲げております住民参加型のイベント開催による意識啓発、子育て支援策や男性料理教室などのイクメン支援によるワークライフバランスの推進等、具体的な施策も計画の中に盛り込み、男女合わせまして、それぞれの地区、また職場においても、推進できる体制をつくっていかねばいけないなというふうに考えておるところでございます。

前段のご質問にございましたとおり、昼神議員のおっしゃるとおり、達成のためには、女性枠というのを作らないと、これ無理なんじゃないかなというような気もしておりますが、枠を作っても、また受け手がいないという、こう悪循環に入っております。今回も新しく農業委員の方の委嘱を行いました。各地区から推薦してくださいよと村の方から投げかけますと、どうしても男性の皆さんばかりになってしまうというような実態もございますので、根本的な解決策は、この喬木村の風土なのかどうか分かりませんが、こういうお役目は男性の仕事だというような意識がとても高いのかなという気がしないでもない。意識改革から始めていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところです。

たぶん、家庭内における女性の地位はめざましく向上をしております。村民意識調査によりまして、喬木村の男女共同参画の地域づくりができているとお答えになった方は、全体の約7割もいらっしゃいます。ということで、この公共的な仕事に対する女性の社会進出の割合を見ると、とてもこんな結果が出るとは思っていなかったの

ですが、ここいらにこう我々の思っている男女共同参画と、村民の皆様の持っている女性の参加の割合という、こう意識のギャップがあるのかなという気がしておりますので、そこを埋めていかなきゃいけないなあというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 私は、このテーマを勉強する中で、先ほど言いましたように、目標を設定する対象の会議だとか審議会というのは、かなりレベルの高い、レベルの高いと言っただけですけども、条例だとかあるいはそういうものに定められた内容の会議という認識で、それが達成目標というふうにとらえておったんですけども、これをもっとぐっと下げて、例えば身近な、ほんとに身近な例えば組合の話、自治会の話、区の話、そういうところから女性の登用を考えていったらどうかということを考えてみたんです。ところがですね、下へ下げれば下げるほど、何と言いますか、この会議には各戸1名出てくださいますと、必然的に出ていくのは男性しか出ていかないと、そうなりますと、やはり女性の登用というのは、なかなか難しくなってくるということで、どうしたものかなということに悩んでおると思います。

目標の達成のために、割り当ての数合わせで目標を達成するのではなくて、基本理念、あるいはそれぞれの条件をクリアした結果が、目標達成できたというのが、これが一番のベターでございます。

どうか、私たちもそれに向けての努力というのは惜しまないつもりでございますが、村としてもそんな方策、目標達成のためのいま村長が言われました答弁を糧に、ぜひこれからもご努力のほどをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で昼神二三男議員の質問は終わりました。

---

### 3. 散 会

○議長（下岡幸文） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

散 会 午後2時38分